

◎議 事 日 程（第2号）

平成22年6月8日（火曜日）午前10時00分 開議

- 日程第1 議案第35号 愛西市職員の育児休業等に関する条例及び愛西市職員の勤務時間、
休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第36号 愛西市火災予防条例の一部改正について
- 日程第3 議案第37号 （仮称）愛西市学校給食センター整備・運営事業契約の締結につい
て
- 日程第4 議案第38号 平成22年度愛西市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第5 議案第39号 平成22年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につい
て
- 日程第6 議案第40号 平成22年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第41号 平成22年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）
について
- 日程第8 議案第42号 平成22年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につ
いて
- 日程第9 請願第1号 身近な庁舎を維持し、住民サービスの充実を求める請願について
- 日程第10 委員会付託について
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（24名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 竹村仁司君 | 2番 | 島田浩君 |
| 3番 | 大野則男君 | 4番 | 山岡幹雄君 |
| 5番 | 下村一郎君 | 6番 | 大島一郎君 |
| 7番 | 前田芙美子君 | 8番 | 鷺野聡明君 |
| 9番 | 日永貴章君 | 10番 | 吉川三津子君 |
| 11番 | 榎本雅夫君 | 12番 | 岩間泰彦君 |
| 13番 | 真野和久君 | 14番 | 鬼頭勝治君 |
| 15番 | 八木一君 | 16番 | 近藤健一君 |
| 17番 | 堀田清君 | 18番 | 大島功君 |
| 19番 | 大宮吉満君 | 20番 | 永井千年君 |
| 21番 | 中村文子君 | 22番 | 加藤敏彦君 |
| 23番 | 加賀博君 | 24番 | 石崎たか子君 |

◎欠 席 議 員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

| | | | |
|-------------|-------------|------------------------|-------------|
| 市 長 | 八 木 忠 男 君 | 副 市 長 | 山 田 信 行 君 |
| 教 育 長 | 五 富 利 清 彦 君 | 会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長 | 伊 藤 忠 俊 君 |
| 総 務 部 長 | 水 谷 洋 治 君 | 企 画 部 長 | 石 原 光 君 |
| 収 納 担 当 部 長 | 飯 田 十 志 博 君 | 教 育 部 長 | 山 田 喜 久 男 君 |
| 経 済 建 設 部 長 | 加 藤 善 巳 君 | 上 下 水 道 部 長 | 大 島 静 雄 君 |
| 市 民 生 活 部 長 | 篠 田 義 房 君 | 福 祉 部 長 | 加 賀 和 彦 君 |
| 消 防 長 | 横 井 勤 君 | 保 險 年 金 課 長 | 石 黒 貞 明 君 |
| 学 校 給 食 課 長 | 小 澤 直 樹 君 | | |

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

| | | | |
|-------------|---------|---------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 服 部 秀 三 | 議 事 課 長 | 伊 藤 浩 幹 |
| 書 記 | 田 尾 武 広 | | |

午前10時00分 開議

○議長（大宮吉満君）

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・議案第35号（質疑）

○議長（大宮吉満君）

日程第1・議案第35号：愛西市職員の育児休業等に関する条例及び愛西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、22番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○22番（加藤敏彦君）

議案第35号についての質疑を行います。

説明で、国家公務員の育児休業等に関する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴う条例改正ということで、急激な少子化に対応するために、家族を構成する男女がともに家庭生活における責任を担いつつ、仕事と生活の調和を図り得るような勤務環境を整備することが重要な課題となっていると説明されましたが、国や県からどのような説明があったのか、お尋ねいたします。

あと、愛西市の中で、こういう育児休業や介護休業について、勤務条件で困った例はあったのかどうか、お尋ねいたします。

次に、愛西市職員の育児休業等に関する条例についてですけれども、ここでは職員の配偶者の就業の有無や、育児休業等の有無の状況にかかわらずとか、夫婦が交互に育児休業等をしたかどうかにかかわらずという形で、これまで条件づきであったものがなくなるということで、これが例えば夫婦が同時に休業できるようになるのかどうか、お尋ねをいたします。

次に、愛西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例についてであります。一つは、3歳に満たない子のある職員というふうにうたわれておりますが、愛西市の場合は何人見えるのか、お尋ねをいたします。

次に、当該職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合、例外規定が設けられておりますが、一つは、具体的にどんな場合が当たるのか、それから、こういうことができるだけないよというのが法律の趣旨だと思いますが、そのための努力はどのようなことを考えられておるのか、以上お尋ねをいたします。

○総務部長（水谷洋治君）

それでは最初の、国並びに県からの説明の関係でございますけれども、今回の育児休業等の改正につきまして、昨年9月に開催されました市町村人事担当課長会議におきまして、21年の人事院勧告の基本的な考え方並びに国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての

意見書の申し出骨子というような形で説明がなされております。その説明会におきましては、今議員が申されたように、急速な少子化に対応するために今回特例等が設けられたというような説明でございました。

二つ目に、今回のこういうようなことをやっていく中で困った例的なものはあるかというお尋ねでございますけれども、こういうようなことに困ってみえるというだか、相談等があるわけでございますけど、実質的にこういうような解消という、ないというようなことで理解しております。

それから、二つ目の関係でございますけれども、夫婦ともに休むことができるかというような御質問でございますけれども、これにつきましては、配偶者が育児休業をしておりますも育児休業ができるということでございまして、夫婦とも取得することが可能でございます。

次に、3歳未満の扶養の職員の関係でございますけれども、扶養しております職員につきましては、38名でございます。

次に、業務を処理するための措置というようなことで、具体的なことを申し上げますと、時間外勤務を免除するために人事異動を行わなければ対応できない場合などが、業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難な場合と考えておりまして、対応といたしましては、業務の適切な人事配置というようなことに努めていかなければならないということで考えております。以上です。

## ○22番（加藤敏彦君）

最初の困った例についてですけれども、困った例、そういう相談はなかったということですね。

それから次に、3歳に満たない子がある職員が38名ということですが、これは職員の扶養になっている例なのか、扶養になっていない子供さんの数も含めてなのか。例えば夫婦で働いてみえると、どちらかが扶養になるわけですが、この38名というのは正確にはどういう数か、お尋ねをいたします。

それから、業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難であるというのは、時間外勤務を解消するためには人事異動等が必要な場合という形で、逆に、異動がされなければそれは解決されないというふうに判断をするのか、そういう著しく困難な場合の解消の手だてとしてはそれ以外にはあるのかないのか。また、市としてできる限りその解消に努めるための考え方としてはどうなのか、お尋ねをしたいと思います。

## ○総務部長（水谷洋治君）

まず最初の3歳未満の関係でございますけれども、これにつきましては、愛西市職員が3歳未満の子供を扶養している職員ということでございまして、対象職員といたしましては、先ほど申しましたように38名ございまして、子供の数といたしましては43名でございます。

それから、2点目の具体的な例として、異動しなければならないというようなことでございますけれども、この異動につきましては、人事配置上、必ずしもできる場合とは限りませんけれども、昨年度から勤務評定の試行的なものもしております。そういう中で希望もっております。

まして、本人の希望もとっておる関係を考慮した中で、すべて書けば希望がかなえられるということではございませんけれども、そういうようなことも頭の中に置いて対応してきておるといのが現状でございます。以上です。

**○議長（大宮吉満君）**

次に、10番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○10番（吉川三津子君）**

数点お伺いをしたいと思います。

先ほどから、市の方としては相談がないということで、現状、問題がないようなお話がされたんですけども、やはりこういったものは潜在的なものがあって、表に出てこない部分が相当あるのではないかなというふうに思っております。そういった点も含めて状況を見ていただきたいというふうに思っております。例えば育児ノイローゼとか、核家族化で大変いろんな問題を抱えていて、男性は、そういう仕組みがないから職場にそういうことが言えないという現状を、幾つか愛西市の中でも民間の企業に勤めていらっしゃる方の中から情報がありますので、それを踏まえてこれからも取り組みをお願いしたいというふうに思っております。

それでは少し質問をさせていただきますが、こういった男性の育児休暇等について、今愛西市の行政の中でとれるものは幾つかあるかと思っておりますけれども、そういったものがとられたケースがあるのか、それから、あとこういったものについてしっかりと庁舎内で周知をしていく必要があると思うんですね。理解がないとなかなかとれないというのがこういった休暇だと思います。周りが、やはり子育ては母親の役目なんだからという意識が強ければこういったものがとれないわけですので、庁舎内でこういった子育ての意識改革を伴う周知徹底も必要になってくるかと思っておりますが、このような対策についてどう考えていらっしゃるのか、お伺いをしたいと思います。

それから、先ほどからこの条例の改正、法改正は、急激な少子化対策に対する条例の改正、法の改正だという説明がございましたが、つまりは公務員の労働環境から改善し、これを民間に拡大していく、そういった役割がこの愛西市にもあるのだと思っておりますけれども、今の民間の企業の現状をどうとらえていらっしゃるのか、これをお伺いしたいと思います。

最初に、1回目はそれだけお願いいたします。

**○総務部長（水谷洋治君）**

まず1点目の、男性の利用状況というようなことだと思いますけれども、育児休業とか、短時間勤務とか、あと部分休業の活用をした職員というのは、こういうような名目で活用した男性はございませんけれども、ただ、これ以外に年休というのがございまして、例えば育児休業で、例えば奥さんが都合が悪いとか、どこかへ出かけなければならぬというような場合については年休で処理をしておる、短期的な場合ですね、そういうような場合については年休処理がされて対応されておるものと認識をいたしております。

それから、職員への周知の関係でございますけれども、この関係につきましては、当然、今回このような条例を議会の方へお出ししておるということは、職員は承知しておるわけでござ

います。そういう中におきまして、議会の方でお認めをいただいた後に、また内部の会議等で、こういうようなことがございましたと、そういうようなことを御報告すると同時に、部長職員は知っておるわけがございますけれども、課長等にも議案書等も渡して承知はしておるものの、ほかの知らない職員もあってはいけないということで、そういうようなことも周知をし、また、職員にはパソコンを1人ずつ貸与しておりますので、パソコンを通じてだれでも気軽に見られるというような体制はとっていきたく、このように周知に努めていきたいと考えております。

それから、民間への状況でございますけれども、民間につきましても、議員先ほど申されたように、私どもに説明があったように、民間といたしましては、厚生労働省の出先機関でございます労働局の雇用均等室、これは各県にあるわけがございますけれども、そちらの方から、民間につきましても、ちょっとお尋ねするところによると、企業向けに対しては個別に説明会がなされておるといことは伺っておりますけれども、ただ、いずれにしても、このような経済情勢の厳しい中で、企業としても努力はしていただかなければいけませんけれども、厳しいものがあるのではなかろうかなど、そういうようなことを思っておる次第でございます。よろしく申し上げます。

#### ○10番（吉川三津子君）

ぜひ庁舎内の広報については、やはり子育て支援が今なぜ必要なのかというところについては、やはり共通の認識が持たれていないなということ、いろんな部署を歩きながら思っているわけですね。少子化対策という部分もあるんですけども、やはり昔と随分子育て環境が変わってきて、今までは周りに助けてくれる人がいっぱいいて、家族にも兄弟がいっぱいいて、おじいちゃん、おばあちゃんがいてということで、相当恵まれた人の環境があったわけですが、今それがなくなってきていて、産後のうつとか、実家に帰って子供が産めないとか、いろんなケースが出てきておりますので、その辺も十分踏まえて、上司の皆様の御理解が得られるような環境づくりをお願いしたいというふうに思っております。

それから、あと子育てのもう一つ周知に関しまして、やはり職種によってはそういった休暇が大変とりにくい事例というか、そういった方々もいらっしゃると思うんですね。この条例は、学校の先生方は県の条例のもとになると思うんですが、そういった特殊なお仕事を持っていらっしゃる方々、民間で言うとお医者さんとか、看護師さんとか、こういった休暇が大変とりにくいような状況にございますので、私は今愛西市も子育て支援のサービスが随分進められて、休めないときにも子供を預かるような仕組みとかが随分充実しているんですが、愛西市在勤の方々はそういうサービスが利用できるにもかかわらず、職員についてもそういったことが周知されていないという現状がございますので、もう少しこの愛西市全体で、愛西市の子育て支援が今どういう状況なのか、自分たちもこういうものが利用できるんだというような、そんな周知も必要ではないかと思っておりますので、それもお願いをしたいと思います。

そういった縦割り行政で、よそが何をやっているのかわからない現状がありますので、1点私は提案といたしまして、全員がきちんと広報ぐらひはみんなが読んで、愛西市全体のことを知るような周知をぜひしていただきたいと思っておりますので、それについてちょっと御意見をお伺

いしたいと思います。それだけお願いいたします。

○総務部長（水谷洋治君）

今言っていたように、制度そのものの関係ですけれども、愛西市の場合、例えば育児休業等の関係につきましても、職場によっては今議員が申されたように、休みづらい環境になっておるといようなこともお話がございました。現実には休む方としては、ちょっと遠慮というんだか、そういうようなこともあるかもしれませんが、私ども人事部局といたしまして、申請に基づきまして出て、申請されたものにつきましては本人の希望に沿うような形でお認めをしておるといのが現状でございまして、市になってからも、育児休業の期間等も延長ということもございまして、今言っていたように、その職員の家庭環境によって、また周囲を取り持ってください家族の方等の環境にもよって、育児休業等の期間が、1年の方もあれば、またそれ以上の方もあるわけでございます。そういうような中で、それにつきましては御本人の希望に沿う形で認めておるといのが、申しわけございませんけど現状でございます。

それから、今の子育ての支援の関係等で、当然職員ばかりでなく市民の皆様にも、福祉部門で行っておる施策等についても、広報とかホームページ等でお知らせをするわけでございます。そういうような中で、職員につきましては、各課の方へ1部ずつはお配りをし、課では回覧をしておりますので、改めて職員にも隅から隅まで読むような形で、機会を通じてその旨を周知申し上げたい、このように考える次第でございますので、よろしく申し上げます。

○議長（大宮吉満君）

他に質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

20番・永井議員。

○20番（永井千年君）

先ほど加藤議員への総務部長の答弁の中で、過重な時間外勤務が起こらないように適切な人事配置に努めると。この場合、年の途中でこういう育児休業も含めて起こってくることで、さらに病気もありますし、さまざまな理由はあるかと思いますが、昨年まで、もし各課でそういう欠員が生じた場合に、あるいは長期にわたる欠員が生じた場合に、適切な対応がされておったかどうかというのは、私非常に疑問に思っているんですね。これは、やはり臨時職員ではなくて、正職員の体制にゆとりがあれば、それは適切に年の途中からでも対処はできると思いますが、先ほど総務部長が言われたのは、年の途中であってもこの適正な人事配置というのはきちんと行うというふうに理解してよろしいかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○総務部長（水谷洋治君）

今、適切な人事配置と申し上げましたのは、先ほど申したように、希望もっておりますので、定期異動のときにといようなことで、今永井議員が申されますように、例えば年度途中で病気で長期休暇になった場合とか、また懐妊されてお休みをいただかなければならなくなった場合等につきましては、基本的には部内で応援とか、また、時にはパート職員を雇用してと

というようなことをございますけれども、要は、今議員が申されたように、余裕人数をもって仕事についておるわけじゃないもんですから、その点のことはしばらくの間はお互いに協力が大切だということを思っておりますし、年度途中でどうしてもそういうようなことをやりますと、表現が悪いようでございますけど、抜いたところと新たに補充されたところという、ぎくしゃくが生じてもいけませんので、年度途中におきましては、パートなり、そういうような部内の応援ということで対応をして、また今後もしたいというようなことで考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

#### ○20番（永井千年君）

昨年、このパート職員を雇用して対応したところはあるのでしょうか。

やはり今ここで、絶対に年度途中では部内対応とパート対応以外はしないというふうに僕は決めつけられない方がいいと思うんですよね、どういう事態が起こるかわかりませんので。それはやはり柔軟に対応できるようにしなくちゃいけないと思うんですが、その点はいかがでしょう。ちょっと昨年の事例があれば、その説明していただきたいと思います。

要望としては、きちんと対応するという点では、原則はこういうふうかもしれないけれども、場合によっては年の途中でもきちんと対応をして、市民に迷惑のかからないようにしていくということは、市の責任としてもはっきり明言していただかないといかんと思うんですが、いかがでしょうか。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

今私、先ほどの答弁では基本的なことを申し上げました。ただ、現実には保育士とか、例えば責任者の者が、例えば病気になったとか、休まなければならなくなった場合につきましては、中には人事異動等も状況に応じて対応してまいらなければなりませんけれども、特に保育士や何かは補充をせずにはおれませんので、そういうような形で対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

#### ○議長（大宮吉満君）

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・議案第36号（質疑）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第2・議案第36号：愛西市火災予防条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

13番・真野和久議員、どうぞ。

○13番（真野和久君）

それでは、議案第36号の愛西市火災予防条例の一部改正について質問を行います。

今回の改正としては、いわゆる燃料電池の中の新たな一つの種類としての固体酸化物型の燃料電池を加えるということで、担っているわけではありますが、それ以外にも当然今回の条例の

中には、熔融炭酸塩型とか、あるいは固体高分子型等の燃料電池、幾つかの種類が当然今現実
に利用されている部分もあります。これは当然企業、そしてまた家庭においても、今燃料電池
等が活用されているような状況になってきていますが、そうした中で、愛西市内における、今
回の新たなものも含めて、燃料電池の発電設備の設置状況というのはどういうふうになってい
るのかということと、また、それに対する安全対策の状況についてお尋ねをいたします。

○消防長（横井 勤君）

真野議員お尋ねの、まず燃料電池についての設置状況でございますが、この燃料電池は、先
ほど申されましたように、固体高分子型、磷酸型、熔融炭酸塩型の3種類の燃料電池が、平成
17年から新たに火災予防条例で加えられております。

現在までのところ、この3種類の燃料電池の届け出はございません。したがって、愛西市内
での届け出はございませんが、この中の固体高分子型燃料電池は、家庭用には「エネファーム」
の名称で販売されておりますが、これは出力が10キロワット未満で、異常作動時に停止装
置のあるものについては届け出の必要がなく、家庭用として必要が見込まれておるのは、この
出力10キロワット未満の設備でありますため、家庭での設置状況は把握できておりません。

あと、安全性ということでございますが、改めて燃料電池で説明いたしますと、燃料電池と
は、水を電気分解すると水素と酸素になりますが、逆に、水素と酸素を化学反応させて電気をつ
くっており、燃料となります水素を、都市ガス、LPガス等からバーナーで温めて取り出し
ております。この火を使うことから、安全対策としては、届け出の必要がない家庭用燃料電池
設備については、さまざまな項目の安全基準に適合した製品でありますし、また、届け出があ
るようであれば、位置、構造、管理の基準が火災予防条例8条の3に規定されており、この基
準に適合するように指導いたします。以上でございます。

○13番（真野和久君）

今のところ届け出はないということですが、当然届け出が出た場合にはその基準に沿って対
応していく、また家庭用については届け出も、安全装置等も安全基準があるので、届け出の必
要はないという考え方だと思います。ただ、当然、特にガスを使った、家庭なんかでもガスを使
うという形で、燃料電池で発電ということがなされていくわけでありまして、確かに出力も
弱いし、安全装置等での基準は一定あるんでしょうが、何らか、これまでの中では大きな問題
もないとは思いますが、今後こうしたものが普及していく中で、やはりさまざまな問題
も出てくるとは思うんですが、そうしたことに関して、届け出がないからといって、そのまま
状況はわからないということではやはりまずいとは思いますが、何らかの形で、例えば家庭用
電池等について一定の普及の状況やなんかは確認していくことは必要だと思いますが、そうし
た対策は考えられてはいませんか。

○消防長（横井 勤君）

ただいま申しましたように、家庭での届け出の必要がなく、現在まで、これはまだプロパン
協会さんの方では、ちょっとお尋ねしたところ、県下で、今言ったエネファームについては約
200台販売ということですが、テレビ等、コマーシャルでやっておりますし、省エネと

いう観点から、これから普及していくと思います。今把握はしておりませんが、私ども消防署の方では、住まいの安全チェックとして各家庭を訪問しております。これは順次年次計画をもって各家庭を回っておりまして、今については、住警器の普及ということで力を入れておりますし、また、そのような中でもあれば、いろいろと問題点等をお聞きして、指導をしていきたいと思っております。

○議長（大宮吉満君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・議案第37号（質疑）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第3・議案第37号：（仮称）愛西市学校給食センター整備・運営事業契約の締結についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、9番・日永貴章議員、どうぞ。

○9番（日永貴章君）

議案第37号：（仮称）愛西市学校給食センター整備・運営事業契約の締結について質問させていただきます。

まず初めに、契約の方法についてでございますが、総合評価一般競争入札とありますが、今までも説明を何度かしていただいておりますが、改めてどのような入札方法なのか、従来の一般競争入札との違いなどがあれば教えていただきたいと思っております。

次に、契約金額についてでございますが、物価変動、食数変更による増減額などが明記されておりますが、どのような契約内容になっているのか、また、そのほかに特別な契約があれば教えていただきたいと思っております。

3点目でございますが、契約の相手方についてでございますが、議案の資料では入札参加グループとなっておりますが、どのような経緯で今回の契約の相手方のPFI愛西市学校給食センター株式会社となったのか、また議案資料の総評で、今回の契約会社について、地元企業中心の企業構成であることによる市の運営への理解や手厚い体制を高く評価したとありますが、このことを含めて、今回の契約、平成39年までの約38億円の相手方による愛西市へのメリットを教えていただきたいと思っております。

以上4点について、まず質問させていただきます。

○教育部長（山田喜久男君）

日永議員の御質問にお答えをいたします。

まず第1点目の、今回私どもが採用いたしました総合評価一般競争入札とはということであり、従来の方式でありますと、設計、建築、維持管理、運営、それぞれ分離で発注をして

いるわけですが、今回のこの総合評価一般競争入札につきましては、一定の参加条件を満たす者が、公告により自由に競争できる入札、いわゆる一般競争入札で、審査基準により評価を行い、性能等の評価点及び入札金額を総合的に評価し、最高の評価点となった者を落札者とする方式でございます。一般的にPFI事業におきましては、この総合評価一般競争入札が原則であるというふうにお聞きをしているところであります。

また契約内容の件でございます。契約金額において、物価変動等の変更のあった場合の記載をさせていただいております。これにつきましては、毎年9月1日を基準日として、日銀調査統計局というところが発表します企業向けサービス価格指数、ややこしい名前ですが、労働者の派遣サービスにおける指数だそうでございますが、これを利用して、一定の数式により1ポイント以上変動が認められるときには、翌年の4月1日以降の支払いに反映させることになっております。

また食数につきましては、最近の少子化もございまして、給食の提供対象者数、それから提供日数、クラス数などが一定の限度を超えて上回る、もしくは下回った場合に、支払い額を調整することとなっております。

それから、今の新会社の関係でございます。今回入札に参加していただいたのが、グループという形で入札に参加をしていただいております。そのグループが各企業との契約書にあるPFI愛西市学校給食センター株式会社という、私どもSPCという言葉で言いますけれども、新会社を設立をいたします。この落札グループの各社によってこの新会社が設立をされたわけでございます。この4月にその新会社が設立をされましたので、契約相手、いわゆるグループですので法人格を持っていません。その法人格ができたので、今回その新しいSPCと仮契約を結んだということでございます。

それから、今の愛西市に対してどんなメリットがあるのかという点でございます。今回、魚国総本社を代表としますグループにおいて落札をされたわけですが、このグループの中に愛西市の建設会社も入っておりますし、契約の中で、建設にかかわるいろんな資材の調達等々、できる限り地元で調達をするように、また、運営の段階では、地元の方に対して雇用の機会をさせていただくよう、今のグループ会社（新会社）とは話を進めておりますし、そういう内容で私どもは水準書をつくっておりますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

#### ○9番（日永貴章君）

ありがとうございます。

若干再質問をさせていただきます。

まず初めに、この総合評価一般競争入札を今回やられて、メリットもあればデメリットもあると思いますが、デメリットと、今後このような方式を採用していった方がいいというふうに考えてみえるのか、ちょっと検討していった方がいいなというふうに考えてみえるのか、1点お聞かせいただきたいと思っております。

そして、先ほどこのPFI総合評価一般競争入札の方法について若干お話があつて、点数と

金額によって評価するというふうになりましたけれども、今回この入札におきましては、価格だけでいえば一番高いところが落札されたということになるんですが、その辺について何か御意見があれば、1点お伺いいたします。

また、平成39年までに約38億、この内訳について、わかればちょっと教えていただきたいということと、あと、この魚国総本社を初めとする今回のS P Cさんのそれぞれの構成企業さんの役割分担がわかればお聞きいたします。

あと、今回の契約の相手方さんに対して、この総評だと、すごくいいところだというような評価がされているんですが、すべてが100%問題がない運営、素晴らしい提案というわけではないと思いますが、今後、どのような点を市として注意して運営を見守って、また協議していかなければならないと考えているのか、以上の点を再質問させていただきます。

### ○教育部長（山田喜久男君）

何点か御質問をいただきました。

まず、今回のこの総合評価一般競争入札の方式でございますけれども、今後のこういったものの取り入れ方の考え方ということでございますけれども、私ども、今回こういった市で初めてのやり方をさせてもらいました。いろんないい点、悪い点、先ほど議員もおっしゃるようになります。一番私ども感じたのは、こういったいわゆる給食センターという特殊な施設においては、そういった総合評価、点数化した部分において非常にメリットがあった、評価しやすかったというふうに考えております。

また、点数とその価格が一番高いところになぜ落ちたかということでもありますけれども、当然、総合評価方式でございますので、いわゆる一般で申します工事の入札価格、これにも点数化をして点数をつけます。それから、ここがあれなんですけれども、維持管理、運営においても点数をつけます。その一番高いところに今回落札をしたんですけれども、その理由としましては、他のグループよりもやはり一番すぐれていたのは、維持管理、運営の面でございます。その中で提案されております、特にアレルギー対応、それから事故に対する対応、そういった面がすぐれているという審査員の評価をいただいております。

また、最後の質問にも関連しますけれども、必ずしもこの企業がすべてよかったわけではございません。特に3のグループにおいては非常に僅差でございました。3のグループにおいては、施設面に、いわゆる建設面においては非常にすぐれた提案をいただいているというふうに評価がされております。

それから、今後の金額の内訳でございます。今回入札で落札したグループの金額でございます。税込みで申し上げますと、施設整備費に係る部分が12億2,294万4,000円、維持管理、運営に係ります費用が27億1,603万4,000円、S P Cの設立等に係る経費でございますが、4,234万3,000円、合計しまして39億8,132万1,000円。今回議案として出させていただいておりますのは、消費税を抜いておりますので、議案に1.05を掛けるとこの金額になるということで御理解をいただきたいと思っております。

それから、S P Cのそれぞれのグループの役割でございます。これにつきましては、魚国総

本社につきましては運営、調理を含めます運営です。それから徳倉建設につきましては建設、アイホーにつきましては厨房、トーエネックについては設備、名古屋物流につきましては配送、大藤建設につきましては建設、浦野設計につきましては設計という役割分担がされております。以上でございます。答弁漏れはなかったでしょうか。

**○議長（大宮吉満君）**

次に、24番・石崎たか子議員、どうぞ。

**○24番（石崎たか子君）**

ただいまの37号：（仮称）愛西市学校給食センター整備・運営事業契約の締結について御質問をさせていただきます。

私は、今回の質問は、市民から寄せられました多くのものを、マニフェストにも書いてございますように、議会にきちんと届けますということでございますので、よろしく願いいたします。

先ほどは、日永議員がおっしゃいました37億のうちで、また消費税も含まれていない、そして変動もあるということは、土地も含めて全部でどれぐらいかかると試算なさっているか、まずお尋ねします。

**○教育部長（山田喜久男君）**

全部で幾らになるのかということ、消費税を含めて報告をさせていただきます。

先ほど日永議員にお答えしたように、入札結果として39億8,132万1,000円でございます。まず土地代につきましては、今回、市の所有地もございました。総事業面積としては5,486平米でございますが、買収対象面積となりましたのが3,201平米でございます。その買収金額として3,553万1,100円でございます。トータルしますと12億5,847万5,000円ほどになります。よろしく願いします。

失礼しました。今建設の分を足しましたので申しわけありません。39億8,132万1,000円に、先ほどの土地代の3,553万1,100円を足した金額ということでございます。よろしく願いします。

**○24番（石崎たか子君）**

まず通告のところで、これ1枚で審議というんですか、締結をされようとされておりますが、なぜか私どもは責任を感じて、いろんな意見を出されておりますので、できたら、壊す意味ではなくて、どんな総評、皆さんすばらしい総評を書いていらっしゃるの、拝見したいなということで通告をしておりますが、これはどんなところで見られますか、お尋ねいたします。

**○教育部長（山田喜久男君）**

総評につきましては、すべてホームページで公開をしております。今回の給食センターの建設から入札に至るまで、すべての資料がホームページの、具体的に申しますと、開いていただきまして、市の組織機構のところの学校給食課の中にその分がすべてあります。膨大な資料になります、打ち出すと。そういったところでごらんいただければと思います。以上です。

〔「議長」と24番議員の声あり〕

○議長（大宮吉満君）

答弁漏れがありましたか。答弁漏れがありましたらいいんですが、なければ……。

〔「漏れということで」と24番議員の声あり〕

じゃあ24番・石崎議員。

○24番（石崎たか子君）

それじゃあ資料をそういうところで全部見ていただくということでございますが、先ほどから質問にもありましたように、入札条件があったかということで、同じような、住民としては、総評というよりも、なぜ、先ほど日永議員もおっしゃったように、材料とか、入札の方ですね、2,250万も高いのにといいことで言われて、理解がなかなか難しいと。それから、審査体制も、委員が第三者機関で全部行なうなら審査結果も信頼性があるのに、これもお2人には申しわけないんですが、内部からかかわっているため、これは複数の市民から、もう決まったように新聞紙上では書いてあったと。特に第1グループの中に、このたびの市議選に特定候補を会社ごと選挙事務所まで貸した会社が入っており、疑惑を持たれても仕方がないのではないかと、怒りをあらわにされているのでございます。付近の住民の方は見ておられます。

ただ、学校給食運営委員会でも、これはなぜかということも出されておりました。そして、この通告の中でもしましたように、市長さんのマニフェストの中には、20億でしたね、16億で4,500食、市の持ち出し負担は6億であるというマニフェストでございまして、1年の間に何か変わったのかということもあわせてお聞かせください。

〔「議長、ルールはきちっとしてもらわないかん」の声あり〕

○議長（大宮吉満君）

石崎議員に申し上げます。

それでは、その部分を最初に……。

〔発言する者あり〕

いやいや、とめはしませんが、注意だけでございますので……。

○24番（石崎たか子君）

最初にやればよかったんですが、ついでにとってしまってすみません。

○教育部長（山田喜久男君）

では、石崎たか子議員の質問に答えます。

先ほどの前段の部分の、高いところになぜ落ちたのかという部分については、先ほど日永議員に御説明いたしました。そのとおりでございますので、よろしくお願ひします。

それから、市長のマニフェストについての御質問でございます。マニフェストにつきましては、議員おっしゃいますように、総事業費約16億、実質、市の負担額は6億という数字が示されております。この数字につきましては、当時の従来方式でやった場合のマックスの金額がこうだろうという概算のもと、こういった数字が出ております。しかしながら、今回私どもがPFIの導入可能性調査を行って行く中で、私どもが最終的に出させていただいた金額は、市が従来の方式でやれば43億901万になると試算をさせていただきました。これにつきましては、当

然、建設に係る補助金、それから合併特例債、具体的に申しますと、まだ予定額でございますけれども、補助金が7,192万5,000円、合併特例債が10億4,780万円を予定しているわけですが、これを差し引きしますと3億3,514万5,000円、ここに本来合併特例債で後々市が持つべき3割分を足しますと3億1,434万、これを合わせますと6億4,948万5,000円になるわけでございます。しかしながら、先ほども日永議員に説明しましたように、最終金額としましては、消費税を込めまして39億8,132万1,000円でございます。これにつきます建設費が12億2,294万4,000円でございますので、先ほどと同じ計算をしますと、1億321万9,000円が市の持ち出しになると。これに合併特例債の3割分を足しますと4億1,755万9,000円になる。これが、現時点で私どもが申し上げられる数値ということでございますので、よろしく申し上げます。

#### ○議長（大宮吉満君）

次に、5番・下村一郎議員。

〔「議長、ここに今資料として提出させたら。早口でべらべらしゃべられたけど、どうして今のような重要な数字がきょうの議案の審議に出されないのか、はっきりさせていただきたいと思うんですが。休憩して、資料を出してください」の声あり〕

別に、質問の仕方があれだったもんですから……。

次に、5番・下村一郎議員、どうぞ。

#### ○5番（下村一郎君）

（仮称）学校給食センター整備・運営事業契約の締結について質問をさせていただきます。

P F I方式での学校給食センターの建設を市が決定され、それに基づいて総合評価一般競争入札によって業者と契約をするという提案が出されました。これについて質問させていただきますが、最初にお断りいたしますが、担当課でわずかな時間教えていただいたというようなことございまして、大きく外れたり、間違いがあったりするかもわかりませんが、御容赦をお願いしたいと思います。

一つ目の質問は、このP F I方式を採用することとしたのは、市にとって、財政的にも民間資金の活用という点で有利だという判断があると思いますが、従来方式と比べ、P F I方式にした場合、金額的にはどれほど有利になるということだったのか、その金額をお聞かせください。

この試算をしたところは、客観的な判断ができるところでなければいけません。そうじゃないと信用はできません。どこがその数字を出し、市がそれを認めたところから契約議案を提出するところまで至ったわけですから、市はよっぽど信用できる場所の判断を仰いだと思われまます。その業者名と、あるいは機関と、市が信用した理由をお聞かせ願いたいと思います。

#### ○教育部長（山田喜久男君）

下村議員の御質問にお答えします。

まずP F Iを導入した有利なものを金額的にということでございます。

先ほどから数字を私早口で申し上げて、大変恐縮でございましたけれども、P F I導入可能性調査を実施していく中で、では市が従来の手法で実施した場合に、いわゆる15年間の管理運

営も含めて幾らかかるという試算をしております。これが43億901万円でございます。

P F I でやった場合に幾らになるだろうという金額を、その可能性調査のときにもしております。それが42億4,282万2,000円です。この金額につきましては、この議会で支出負担行為決議をいただいた金額でございます。この金額をもとに今回入札を実施させていただいたものでございまして、入札結果が、先ほどから申し上げております39億8,132万1,000円、これはすべて税込みの金額でございます。

それで、この検討をしてきた、いわゆる専門知識を持った業者ということでございますが、長大という会社でございます。ここへアドバイザー契約という、こういったものだけではなくて、P F I を導入していく中で、審査会の準備だとか、そういったものも含めてここへ依頼をしたものでございます。当然、この導入可能性調査をしていく中で、私ども職員も中に入っているいろいろ勉強をしたりして、こういった結論に至ったということで御理解をいただきたいと思っております。

**○議長（大宮吉満君）**

よろしいですか。

**○5番（下村一郎君）**

いや、答えていません。私がゆっくり読みましたけれども、原稿を。

その業者をなぜ市が大丈夫だと、客観的に正しいということを確認したのかという質問をしている。大事な問題なんだ。大事なことを忘れちゃ困るよ。

**○学校給食課長（小澤直樹君）**

この部分については私の方からお答えをさせていただきます。

コンサルタント業務をやりますこの長大を選んだ経緯でございますが、公募型のプロポーザル方式という形で選定をさせていただいております。当時5社、全国でP F I の導入可能性調査を実際にやってきているという実績を持ったコンサルタント会社5社に参加をいただきまして、公募型のプロポーザルということで、これも御提案をいただいて、決定をさせていただいております。

この中で、今回決定しましたこの長大というところにつきましては、二、三、同時進行といえますか、先行をして給食センターの導入可能性調査ないしは実際の契約業務等をやっておりましたので、実績的にも問題がないという形で選定をさせていただいたものでございます。以上です。

**○5番（下村一郎君）**

それでは、先ほどからの答弁も含めて、市がつくると43億円、そしてP F I にすると42億円と、この長大というところが計算をされた。これは、今の新しい何とか方式ですね、ちょっと書き切れませんでした。その方式でもって選んだと。入札という形ですね、一種の。その選んだんだが、先ほども答弁でありましたように、この長大さんは、P F I 方式を頭に置いた上での会社ですね。計算をした。したがって、P F I 方式を頭に置いた会社に、果たして客観的な判断ができるのかどうかという問題があります。この点については明確にいただき



たい。

もう一つの問題は、この長大さんは、いろいろ計算をされておるわけですが、この計算には、今ある立田の給食センターを残した場合の計算もされておると思いますが、この計算はどうなったか、どうだったか、お聞かせを願いたい。

もう一つの問題は、今回契約議案の調理業者も株式会社魚国ですわね、中心になるのが。愛西市は、聞くところによりますと、全部魚国に委託をするというような話のようですね。これは、八木市長が佐織町の町長だったころからのおつき合いのようですね。ということでございまして、愛西市の給食を魚国一色にするということはどんなもんだろうか。私は違和感を感じますが、その点についてどうなのか、お答え願いたい。

#### ○学校給食課長（小澤直樹君）

まず第1点目、この長大について、PFIありきの業者ではないのかという御指摘かとは思いますが。このコンサルタント業務につきましては、PFI方式のメリット・デメリット、この辺をまず理解している業者でないことには業務そのものがないということで、実績等をかなり重視をいたしました。積算につきましては、その前提条件をある程度示す必要があります。その中で、立田のセンターを残す試算はしたのかという御質問ですが、これはしておりません。あくまでも4,000食規模の調理施設を新しくつくった場合という形でもっての試算でございませぬ。この中には、現在、給食センターは全国でぼちぼちできて、更新がされておりますが、その辺の実績ですとか、そういったものをかなり集めたこともございます。そういった中での試算でございませぬ。試算ですので、あくまで試算の中の話でございませぬ。

それから、調理業務をすべて魚国でやっておるが、ずうっと全部魚国でやっていくのかという御質問ですが、少なくとも佐織地区の業務につきましては長期継続契約でございませぬので、その契約期間が終了する段階ではまた業者選定をやって、そこへ委託をしていくということになりますので、将来の保障についてはありません。ただ、魚国さんは愛西市の現状等をよく御存じということで、多少の有利な点はあったのかもしれませんが、将来にわたってずうっと一業者で行くということにはなっておりませぬので、よろしくお願ひいたします。

#### ○5番（下村一郎君）

この立田給食センターについてはやっていないと言うんだから、なぜやらなかったかの理由は4,000食以下だということだったから、これは大きな問題なんですよ。

この方式、僕、なれないんですよ、こういう2回までという質問の方式は、つまらんから。話が。だから、嫌いですけども、これは直してもらいたいと思っておりますが、問題点は、この立田の給食センターを残して4,000食ということを考えていないということだから、これは大きな問題なんですよ。まだ10年以上使えるんだから。それを試算に入れていないということが問題なんだわね。この点について明確に答えていただきたい。重要問題です。

私はもう一つ言いたいんです。このコンサル、長大が試算した金額43億、それでPFIは42億、わずか1.56%安いだけなんです。それで入札をした。市が2年間で建設費を全部払っちゃう。なのに、わずか39億です、全体の金額は。明らかに高い。これについてどう考えておるの

か、明確に答えていただきたい。

○学校給食課長（小澤直樹君）

立田の給食センターを試算に入れなかった理由でございます。これは、2年、2年半、3年ぐらい前に、教育委員会の考え方というところでお示しさせていただいております。

立田の給食センターにつきましては、佐屋センターも同様でございますが、調理施設、調理器具、こちらの更新時期というのが来ております。お互いに来ております。で、新しい調理施設を導入するのかどうか、それに対して億の金がかかるわけでございますが、その場合、建物も傷んでおる、それから調理器具が、先ほど言いました10年から15年の耐用期間、これらを勘案したときに、果たして使っていくのが得であるかどうかであるか。で、調理施設、特に給食センターにつきましては、おおむね5,000食程度の規模の施設が一番経済的に合理的に運用ができる、そういう傾向が出ております。こういったものをすべて考えまして、得られる利益の方が失う利益より大きければ、これは勇気を持ってそちらの方を選んでいくというのが合理的な考え方であると思っております。

それから、入札金額につきましては、わずか1.56だとおっしゃられましたが、その前に、2,200万ほど高い、安いというお話が出ました。1,000万でも1,500万でも、有利になる条件がそろっており、なおかつ安くなる方の圧力が大きい手法、これをとっていくのが我々の務めだと思っております。少なくとも高くなる方へ圧力がかかる理由がないという部分において、わずか1.56%ではありましたが、安くなるように導いていけるという方法であることも勘案して、今回PFI方式を採用したものでございますので、その辺、御理解いただきたいと思っております。以上です。

〔「議長、納得できない。ちゃんと答えてないもん」と5番議員の声あり〕

〔「納得できないというのは、これは永久に納得できないと思っておりますので、議事円滑に御協力をお願いいたします」の声あり〕

○議長（大宮吉満君）

はい、わかりました。

次に、20番・永井千年議員、どうぞ。

○20番（永井千年君）

今、学校教育課長が、高くなる方に行く理由はないと、傾く理由はないというふうに言われましたけれども、大変矛盾した答弁だというふうにもまず最初に申し上げておきたいと思っておりますが、つまり、この魚国グループが選ばれたこと自体が、総合評価方式で建物の建設費用などは、安い第3グループではなくて、高い魚国グループを総合的評価の中で選んだということが今回の議案でありますので、まずそういう答弁は非常に矛盾した答弁だということを最初に申し上げて質問に入りたいと思っておりますが、いつもこうした契約議案に対して、先ほども教育部長が数字的なことについて早口でぺらぺらしゃべられて、実は僕はメモをとり切れなかったんですね。本来ならば、過去に何度も質疑がありましたが、そういう数字については全部資料として提出をしていただくというのが当たり前だと思うんですね。今、先ほど教育部長が答弁された内

容について、まず出していただきたいと。

それからもう一つは、これも過去何度も論議、契約の会社がどういう会社なのかということが、今回資料として何も出ていないんですね。これはやはり当然資料として出していただくということで、かつても要請をしましたし、その方向で検討をするという答弁もあったかというふうに思いますが、議長、まず私の質問に入る前に、今の数字の資料と、それから会社についての、例えば最低、膳本さえもここにはないわけですから、膳本がなければ膳本の内容がわかるような資料をまず質問の前に出していただけないでしょうか。そのことをちょっと強く求めて、入りたいと思うんですが、どうでしょうか。

○教育部長（山田喜久男君）

まず初めに、高いところと契約をする、安いところを我々の……。

○20番（永井千年君）

ちょっと待つて。その後中身に入るから。僕まだ質問していないから。資料を出せるか出せないか。

○教育部長（山田喜久男君）

膳本は手元というか、今の給食課の方にありますけれども、こういった契約議決の際にお出しする資料というのは、我々は議案書が今のここへ提出する正式書類でございまして、その後につける資料というのをお決めいただければ、他の契約案件にも影響が出ますので、お決めいただければ、私ども出させていただきますが。

○20番（永井千年君）

議長、取り計らってください。

○議長（大宮吉満君）

じゃあ、暫時休憩ということで、よろしく申し上げます。

午前11時09分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（大宮吉満君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

20番・永井千年議員、どうぞ。

○20番（永井千年君）

それでは、先ほど資料要求した内容も含めて質問をいたします。

まず最初に、契約の相手方であります魚国総本社グループで、新しい会社が4,234万3,000円ですか、会社が設立をされておりますけれども、この設立された新しい会社についてどういう会社なのかということについて、これはやはりこの議案の審議に対して必要だと思いますので、先ほどもそういう資料があったら事前に言ってほしいという話もありましたが、改めてこの場で、PFI愛西市学校給食センター株式会社の中身について説明を求めたいと思います。

資本金の額が2,000万円で会社が設立をされておりますけれども、この2,000万円の出資の構成については、各グループの会社の代表取締役が取締役になっているのかどうか。それぞれの

新しい会社として各代表者が取締役に参加されていれば、その出資構成はどのようになっているのかについてお尋ねしたいと。

それから、この会社の事務などについて、どういう体制でこの会社の事務が行われるのか、これもまず冒頭に説明をしていただきたいと思います。

それから、先ほど教育部長の方から早口で数字が出された問題なんです、実際に従来方式で43億901万円と、P F I的方式だと42億4,282万2,000円ということで、非常に金額については、17年の契約で15年の運営経費、前半2年間は建設費用ということで行われる金額というのが、正確に言いますと、コンサルがはじき出したP F I的方式のメリットと称した数字については、先ほど下村議員がそのことについては触れてみえましたが、もう一度正確に、会社設立費用などを引いた残りの費用が幾らだったのかということについて説明いただきたい。

それから、本来、この契約議案について、通常の物価変動だとか食数変更だとか、市の是正勧告による減額などがない場合については、消費税込みで契約金額というのが出されると思いますが、これはなぜ、増減額の要因と並べて、地方消費税や消費税を数字を示さないでこのような契約となっているのかについて、わかりやすいのは、この契約金額にちゃんと消費税を加算したものが契約金額としてあって、さらに変動要因としてそれをつけ加えるというふうにした方がわかりやすいと思いますが、なぜこういうふうな数字になっているのでしょうか。

それから、このそれぞれの減額理由、増額理由について、この契約の金額の中に触れてありますが、これらが発動される条件、先ほどもちょっと抽象的に説明がされたというふうに思いますが、この発動条件についてももう少し詳しく、例えば物価の変動についてはどうなのか、食数の変動についてはどうなのか、市の是正勧告に基づくというのはどういうケースで、どういう発動条件が示されているのかということについて、本来ならばそういうのがここに資料として示されておればわかるんですけど、改めて説明をいただきたいというふうに思います。

それから、これは複数年契約ということですので、当面、既に22年、23年、24年については、市の実施計画でこの学校給食センターについては、例えば実施計画では、22年は1,068万6,000円とか、23年は1億3,417万2,000円だとか、24年が1億8,464万7,000円かな、そういうふうな数字なども示されておりますが、改めて実際に今度の契約で22年の予算、23年の予算、24年の予算、事業完成まで建設整備事業、運営事業、それぞれどういう金額がこれから計上されていくのかについて説明をいただけないでしょうか。

それから、この魚国総本社グループがすぐれた点としてのアレルギー室の設置とか、維持管理担当者の常駐とか、地元企業中心の企業構成だとか、愛西市への運営方法についての理解だとか、手厚い体制だとか、何か言葉がずうっと並んでおりますが、これらそれぞれについて他のグループはどうだったのか、説明をいただけないでしょうか。

以上、まず第1回目としての質問はそれだけです。

#### ○学校給食課長（小澤直樹君）

たくさんありましたので、すみません、少しずつやらせていただきます。

まず、新しい会社についての出資割合ということですが、これにつきましては、この契約議

決が終わった後に、実際には出資の保証書というのを出していただいて、そこで確定をするわけではありますが、現在の予定としましては、統括します魚国が約40%、徳倉については20%、アイホーについて15%、トーエネックが10%、名古屋物流サービスが10%、大藤建設が5%の予定で進んでおります。

それから、新しい会社の事務についてはだれが行うのかということですが、新しいセンターには事務室が二つあります。P F IのS P Cが使う事務室と、市の職員及び栄養職員が使う事務室という形で、事務室が2カ所あります。したがって、S P Cが使う事務所については、S P Cの職員がそこで事務をとり行うということになっております。

それから、コンサルが出したメリット、数値ということですが、これにつきましては、昨年9月のところで債務負担行為の議決をいただいたときに出ささせていただいた数字でございます。税込みでいきますと42億4,282万2,000円、先ほど部長も言いました、これが恐らくP F I方式で行った場合の数値になるであろうということです。それに対して、先ほど下村議員もおっしゃられましたように、1.56%のバリュー・フォー・マネーがあると。バリュー・フォー・マネーというのは単に金額ではありませんで、得られるサービス、金額が同じであれば得られるサービスが優秀な方がバリュー・フォー・マネーがあると申します。つまり、サービスの内容と金額を合わせたものがP F I方式のメリットになりますので、金額だけを見ておりますと解釈を間違えますので、その辺よろしくお願いいたします。

それから4番目としまして、契約金額、普通消費税が入るかという御指摘でございます。こういう文言でもって金額を書くというのは、実は私たちもコンサルの弁護士と少し話をさせていただきました。我々もぴんときておりませんで、こういう書き方をするんですかということをお伺いしました。この夏の選挙もにらんで、今後消費税の取り扱いもいろいろかまびすしくなっておりますけれども、制度として変わることがあれば、それについては文言でよいと。契約金額というのは、あくまで上限を制限するものであって、実際の金額を制限するものではないという御回答でございました。ちょっとわけがわかったような、わからないような。いわゆる契約の当事者がコントロールできる部分のところではいいわけですが、そうではない部分は文言で指し示すという形でいくと、そういう形だそうでございます。

それから5番目、契約金額の増減額の条件を詳しくということでもございました。この辺については、契約書の約款の中に実は細かく出てきておりまして、ページ数でいくと五、六ページにわたってしまうわけなので、どこまで言うかということですが、まず建設でありますとか、造成でありますとかいうのはよろしいかと思いますが、実際、15年間の維持管理にかかわる部分については、固定料金部分ということと、調整料金部分という考え方をとらせていただいております。いわゆる調整料金というのが、先ほど言いましたように、提供する給食の食数でありますとか、年間の実施日数でありますとか、クラス数であるとか、またはアレルギー食の食数、こういったものをそのときそのときの変化に合わせて変動させていこうということにしております。

まず食数等ですけれども、最低3,500、上が4,500、この間については、これはS P C側で影

響を吸収してくださいと。この変動については、金額の変更はいたしません。それから、クラスについては125クラス以上135クラス以下、この範囲内の変動もSPCで吸収してくださいと。それから、提供日数については192日から200日、この間についてもやはりSPCの方で吸収してくださいということになっています。それを上回る、または下回った場合については、一定のルールをもってプラス・マイナスをさせていただきますと、そういった換算の仕方も出させていただいております。

それから、先ほど物価等につきましては、日銀が出しております企業向けサービス価格指数と。これ、ちょっと記憶が定かではありませんが、2006年の指数を100として、その後、毎月1回発表される指数であります。これを使って、これも一定の計算式がありますが、これに当てはめて、これについては非常に機械的にはじくことになっております。そういったやり方でもって金額を調整いたします。

それ以外にも、実はモニタリングの部分で業者に対するペナルティーがあります。給食が提供できなかった場合はどうか。それから、非常におくれてしまった場合はどうか。事故が起きた場合はどうか。こういった実はペナルティーの部分についても点数化いたしまして、ある一定の範囲を超えたところでは減額をするといったルールも中に入れてございます。

それから、複数年契約であるがゆえに、実際の予算が17年間どうなるかという御質問ですが、これについては事業者の提案書の中に、こういう形になりますという表を入れております。したがって、その表をベースにいたしまして、先ほど言った調整をとっていくという形になります。これも口で申し上げますと非常に長くなりますが、よろしいでしょうか。

ざっとの数字でいきます。平成23年度につきましては、建設等におよそ12億。24年になりますと、造成であるとか、開業準備であるとか、運営等を含めまして、大体2億3,000万ほど。25年から向こう5年間がおおむね1億7,000万強。それから、29年度以降5年間がおおむね1億9,000万ほど。それから、34年から38年が1億7,700万ほどの数字、これは消費税込みでございますが、トータルで39億8,000万ほどという形の事業計画、予算の計画になっております。

それから、アレルギー対応等、それから常駐人員が多いとかいう有利な点がほかのグループと比べてどうかという御質問です。これにつきましては、昨年10月の入札公告の折に、どういふところに着目して、そこには何点差し上げますという配点を発表しております。当然、この中に入札金額に対する配点もございまして、おのこの性能、いわゆる設計ですとか、建設の計画、実際の建設、あと運営、そういったものすべての配点を公表させていただいております。一つ一つ、三つのグループを横並びにして比較をしたわけではございません。その配点基準に従いまして5人の委員さんの平均をとらせていただいて、評価をしていったという作業内容でございまして。全体的な感想として、魚国のグループについては、ほかのグループに比べて、アレルギーの対応について、施設的な面も人的配置の面についても非常に手厚い。維持管理については、常駐する職員等も置きまして、すべてデータベース化して管理をしていくといったようなところ、こういったところは非常に高く評価をさせていただいております。これも言いかけると非常にたくさんになります。大ざっぱに言って、施設については、現在の水準を完璧にク

リアした上で、維持管理、運営が非常に手厚いと、一言で言えばそういうことになります。

もう一つ、非常に点数の高かったグループがありますが、こちらについては、施設については金額も高いですが、非常に工夫をしていただいた。エネルギー利用であるとか、作業の効率ですとか、そういった部分については非常にすぐれておりまして、それも点数に反映をしておりますが、やはり日々の維持管理、運営という点で、どうしても見劣りがしたというのが全体的な話でございます。一つずつ上げると切りがございませんので、そういったことで御理解いただきたいと思います。以上です。

## ○20番（永井千年君）

質問に答えていただけていないんですけども、2回目の質問として質問させていただきます。

今、最後の質問で私が聞いていますのは、魚国グループのいいところということで強調したものが、他のグループはどうだったかということを知っているんですけど、ちょっとその辺、答え方がそういう答え方じゃないもんですから、例えばアレルギー室の設置というのは魚国だけで、あとはないよとか、維持管理体制では、常駐体制があるけれども、ほかのところは常駐がないよとか、そういうふうにわかりやすく答弁を求めたんです。そういう答弁がちょっとないので、改めて答弁していただきたいと思います。

それから、会社に関することなんですけど、これもちょっと知っているんですけど、取締役がいますよね。この取締役で名前が出ている方については、それぞれの構成員の社長がなっているのかどうか。どういう方になっているのか。

それから、代表取締役となられた方の、この事業についての経験がどの程度あるのか、わかっているとは思いますが、御説明をいただきたいと思います。

それから、今、各年の数字が出されましたけれども、私が改めてお尋ねしたのは、総合計画の実施計画で22年、23年、24年の数字が示されていた数字を僕が述べたんですが、それぞれ建設整備事業と運営事業について、今言われた丸めた数字ではなくて、後で言われた数字の一覧、これを資料として、これから文教福祉委員会でも審議がされると思いますので、正確なものを出していただきたいと思います。それで、今言われた数字が改めて総合計画の来年の実施計画の数字の変化として変わっていくのかどうか。多分、当然こういうことで公表し、契約されているわけですから変わっていくんだらうと思いますが、実際の予算額、実施計画の予算としてこれだけ計上するというものですから、先ほど23年から38年までの数字については、そのように予算化がされていくものというふうに理解をしていいのかどうかということについてお尋ねをします。

それから、先ほどの物価変動や食数変動や、それぞれについてちょっと私がお尋ねしたかったのは、この条件の中で上限とか下限とか、この範囲内だと、今の食数については3,500食とか4,500食とか、125クラスとか135クラスとか、192日から200日とかという数字は示されましたが、このことによって金額として出てくる数字についての基準は示されているのかどうか。これはあくまで契約ですから、これも変動のある場合の上限、下限ということについて、これ

は改めて押さえていかないと、実際にやってみたら大変なことで変動があったということがあっても、例えばプラスの変動ですね。実際は40億余りだったやつが、それが大きく上回って50億、60億ということで、PFIの事業によっては変えざるを得ないようなところもあるというふうに思いますが、その点のその上限、下限ということについては、金額的に明記をしてみえるのかどうかということをお説明いただけるでしょうか。

それから、愛西市の運営のこの地元企業中心という考え方について、これは一般的には私たちも何度もさまざまな工事で地元企業の育成ということを言い続けてきていますが、この中心的な地元規定は、出資比率でいうと5%ということで、内容的にはどうかかわり方をこれからしていくのか、もう少し地元企業のかかわり方について詳しい説明をいただけるでしょうか。以上です。

### ○学校給食課長（小澤直樹君）

それでは、お答えいたします。

まず魚国グループのアレルギー対応等についてでございます。これについては、要求水準書の中に、一定の割合でアレルギー対応をしてほしいと、これだけが最低の水準ですということをお示ししてありますので、3グループとも触れてございます。ただ、施設の程度、それから運営の程度、これを判断したときに、ここのグループが一番よかったということでございます。

それから、施設の維持管理等においても、適切な維持管理をしてくださいという注文です。常駐を言ったのはこのグループだけでございました。ほかについては、巡回等で対処したいという御提案でございました。

それから2番目が、新しい会社の取締役の関係でございます。代表取締役になっておりますのは、魚国総本社から出ております中泉さんという方でございます。それぞれに出してお見えの方については、これはばらばらでございます。その母体となる会社の代表の方である場合もありますが、そうでない場合もございます。この今回の代表企業の魚国総本社の方でございますが、企業のPFIに参加すること自体、魚国として初めてでございますので、これについては経験がないといえないということではありますが、給食施設の維持管理、運営という観点で言いますと、これについては経験豊富な方でございます。

それから、予算額についてです。先ほども少し触れましたが、契約そのものが、いわゆる上限を示すもの、また同時に、昨年9月に補正でお願いをしました債務負担行為ともに上を規制することは、もうふたがかぶっております。予算額といいますのは、先ほども説明をさせていただきましたような変動、これを具体的に数字に示して変化させたものが予算額となります。したがって、当然この金額は、しんとなる金額は今お示しすることができますが、毎年毎年の予算額というのは、そのときの変動を反映させたものになりますので、多少の上下はございません。

それから、金額の基準、その上限、下限を今申し上げましたが、それに対して金額の基準が示されているのかという点につきましては、先ほども言いましたように、上限、上については決めてございます。下については決めておりません。上限は、先ほど言いましたように、契約



金額の中で出てくる金額、それから債務負担行為として議決をいただいた金額、これが上限として作用してまいります。

それから最後、地元企業中心という考え方について具体的な内容ということですが、まずその総評の中に入っております地元企業という表現の仕方につきましては、これは委員の先生方から出た言葉をそのままあらわしております、この先生方は非常に国内広い範囲で御活躍の先生でございます、非常に地元といっても広いです。我々が言っている地元とちょっと範囲が違うようでございまして、最低限でも愛知県内ぐらいの感覚でお使いのようでございました。愛西市内の企業についてどうするのかということですが、これについては、企画提案をいただきましたとき、既に地元の事業者の方に、この事業がこのグループに落ちたときには、建設、整備等に参加をしたいという関心表明書というのをに入れてもらっております。それが幾つかこの魚国グループの中にも入っております。ほかのグループでも入っておりますが、こういったものを幾つかたくさん提案をしていただいているという部分で評価をさせていただいたということでございます。以上です。

#### ○議長（大宮吉満君）

次に、10番・吉川三津子議員、どうぞ。

#### ○10番（吉川三津子君）

議案第37号につきまして質問させていただきます。

私は、学校給食は教育の一つであって、やはり地域の方々に感謝する、食べることに感謝するという教育の部分で、このPFIという15年間同じ仕組みで子供に給食を提供していくということに関しては大変反対の立場ですけれども、内容について数点お伺いをしたいと思います。

一番高い魚国に落ちたということで、しっかりと説明責任を果たしていただかなければならないと思いますけれども、先ほどから魚国が、事業計画、維持管理について一番高い得点であったと。ほかのところについては他のグループよりも劣っているというお話ですが、もう少し詳しく、すぐれているのはアレルギーだけではないと思いますので、もう少しわかりやすく、どこがすぐれていて、どこが劣っているのかということの説明をしていただきたいと思います。

それから、あと企業の役割についてですけれども、心配なのは、もしかして倒産したら、一体愛西市はどんな損害を受けるんだろうと、子供たちはどんな損害を受けるんだろうと、そんなことを思っておりますので、この新しい会社が倒産した場合、それから、構成している会社が倒産した場合、どんな影響が出るのか、教えていただきたいと思います。

それから、今アレルギーの問題にすぐれているというお話があったんですけれども、このアレルギーの判断というのが、私は大変難しいというふうに考えております。医者にかかって、数値が高いからといって、その食べ物を食べるのをやめるという判断ではないわけです。数値が低くても体に反応が出れば、その子はアレルギー対応の食事をとるべきということで、アレルギーに対応するか否かの判断が大変難しい。今のお母さん方は、少し何か反応が出ると、うちの子はアレルギーということで、アレルギーの調査をすると大変人数がふえているのが現状なんですね。このアレルギーの判断について、今後どうされていくのかについてお伺いをした

いと思います。

それから、あとはこのアレルギーに対して家庭との連携というものが大変重要になっていくわけなんです、大型化になればなるほどきめ細やかさについて大変心配なんです、家庭とこの大型給食センターとの連携、橋渡しはどうしていくのか、その点についてもお伺いをしたいと思います。

それからPFI、15年なんです、15年後が私はとても心配で、戻ってくるときは施設がぼろぼろという問題が、このPFIの大きな問題と言われていると思います。戻ってきたときにどうするのか、幾らぐらい返ってきたときにまた投入が必要なのか、その後どう運営していくのか、その考え方についてもお伺いをしたいと思います。

### ○学校給食課長（小澤直樹君）

それでは、まず1点目、どこがどうすぐれていたのかということをもう少し詳しくということだと思います。

一覧表でざっとの集計の得点表はお示しさせていただいておるとおりでございます、それを言葉に置きかえさせていただきます。事業計画の部分を見ますと、実施計画の実施体制でありますとか、財務のモニタリングについてはあまり差がなかったわけですが、資金の調達だとか返済計画でありますとか、リスク管理、これらの点について、魚国のグループとしては全体的に優位が目立ったというところがございます。維持管理、運営につきましては、先ほどのアレルギー食への対応、あと安全性全般のチェック体制、それから配送時の事故等のトラブルのフォローの体制、こういったものでありますとか、維持管理に専任の担当者を常駐させるといったような、やはりこの辺も全体的に手厚い計画がなされております。

それから、採用はされませんでした、第3のグループについては、これも先ほど少し触れましたが、施設の計画としまして非常によく考えていただいているなあというのは感じました。特に今回目玉にしておりますLCCO<sub>2</sub>、施設を建設して実際に運営していくについて、環境に優しい施設を目指したいということを要求水準書に書かせていただいたところ、この第3のグループについては電気とガスのハイブリットで、今まで見たこともない、ちょっと変わった設備を組み合わせさせていただきました。そういった意味で、非常によく考えていただいた。そのかわりと言っては何ですが、施設にかかる金というのが三つのグループで一番高うございました。逆に言えば、後の運営費がその分安く済んでいるというような御提案でいただきまして、これも非常に委員さんの中では高い評価でありました。しかし、こういったものをやはり総合的に得点化していったときに、何回も申し上げておりますように、施設・設備について、ほかに優秀な提案がございましたが、やはり維持管理、運営といった日々の部分で第1の優位性が動かない、それが最終的な得点の差になった。金額的なものについても点数化はしておりますが、金額としてはわずか6%ぐらいしか高いところと安いところで差がございませんので、これを得点化したものは、性能点をひっくり返すまでには至っていないというふうな結果でございました。

それから、新しい会社、SPCが倒産した場合、それから構成企業のもとの親会社が倒産し

た場合、この会社の運営ができていくのかという御指摘でございます。

二つに分けさせていただきまして、まず構成している企業の親会社、ここが倒産した場合どうなるのかという話ですけれども、これは新たに別の株式会社として立ち上がっておりますので、直接的に影響を受けることはほぼありません。それとか、施設・設備もそうですけれども、消耗品に至るまで、SPCが購入したものが納品された段階で、その所有権は市に移るという契約内容になっています。したがって、財産の保全という意味からいっても、親会社の再建者がこちらに来られましても、SPCの財産はありませんので、そういう意味からいっても大丈夫かと思っております。

あともう一つ、SPC自体が倒産することがあるかということですが、実は、ここの部分については、預金の管理、通帳管理をこの会社については百五銀行と委託契約をしております、資金管理の契約を結んでいただくことになっております。そういったことで、金融機関がSPCの経営状態について常にチェックをかけているという形になっております。ただ、平たく申し上げますと、SPCの財源というのは、市から支払われる運営費がすべてでございますので、少なくとも歳入が欠けるという事態には恐らくならないであろうということと考えておりますので、そういった意味でも健全性は保たれるのではないかと考えております。

それから、アレルギーの件でございます。

実はここについては非常にデリケートな部分でありまして、どう扱うかというのは非常に難しいところもありますが、とりあえず平成20年のところで、国が学校のアレルギー疾患に対する取り組みのガイドラインというのを示しております。この中で、アレルギーというのは食物アレルギーだけではなく、気管支ぜんそくですとか、アトピーの皮膚炎、あとアレルギーの結膜炎、アレルギー性鼻炎、こういったものを一括して取り扱っております、すべて医師の判断にゆだねるといった部分では共通しております。学校で対応していく場合においては、医師の判断によって対応が必要である・ない、これを基本的には判断の材料とさせていただくということと考えております。

それから、アレルギーについては、どこまで対応するのかですとか、現在がどうなっているのかといった部分、これについて家庭との連携というのは必須でございます。アレルギー症状もピンからキリでありまして、特に学年が上がれば上がるほどアレルギー症状というのは緩和してまいります。そういったところで、御家庭の考え方は常に把握していく必要がございます。この辺の詳しい内容につきましては、新しいセンターの稼働のときに正式に動き出せるように、現在、給食担当の校長先生を初め関係者で相談をしかけたところでございます。対応は必要ないという御家庭もありますし、給食はつくってもらわなくても、保護者が持たせますから結構ですと言われる御家庭もございます。個別に当たらせていただくということになるかと思っております。この辺につきましては、御存じのように、今までの学校栄養職員というのが栄養教諭に切りかわってきておりまして、栄養教諭の大きな仕事の一つが、こういった個別の指導になっております。したがって、今後については、栄養教諭がこういったアレルギーについても、病的な対応についても、個別指導という形でかかわっていくことになろうかと思っております。

それから最後になります。15年後に施設が返還されたときにどうなるのかということです。これも実は要求水準書に書いてありまして、契約終了3年ほど前から、市は大規模な修繕を行いますということを書いてあります。それともう1点、市に返還する時点においては、要求水準を満たす状態で引き渡してくださいと。もしそうになっていない場合については、その場で協議しましょうという形になっています。したがって、当然経年変化で劣化する部分はございますが、ある程度一定レベルの状態は保って市に返還されると思っております。それ以降の話につきましては、制度的なものもございますので、またそのときの一番有利な方法で運営していくのが合理的な考え方かなということをおもっております。以上です。

#### ○10番（吉川三津子君）

やはり財政的な問題とか、倒産とか、そんなことはあってはいけないわけなんですけど、こうしたPFIを導入すると、市がどういう体制でその企業を見ていくのかというのが大変重要になってくると思うんですね。その点、市側としての体制は、このPFIにかわってどうやっていくのかということをお説明いただきたいと思っております。

それから、あとアレルギー対応についてですが、市としてどこまでアレルギー対応をしていくのか、正直言って切りがないアレルギー対応なんですね。だから、どの辺までやっていかなければならないのかということの指針を持たないと、このアレルギー対応がすばらしいから魚国さんにしたんだという理由づけにはならなくて、身の丈に合った施設であればいいじゃないのか。魚国さんほどこのアレルギーに対しての設備が必要なかったんじゃないかということになると思うんです、指針を持っていれば。だから、その点について、愛西市はこのアレルギー対応に対してどんな考えを持ってこのPFIに臨んだのか、今後、アレルギー対応についてはどうしていく考えなのか、お伺いをしたいと思います。

#### ○学校給食課長（小澤直樹君）

市がSPCをどう監視していくのかという部分でございます。

モニタリングにつきましては、ある程度この契約の中にも入っておりますが、一つは、先ほど言いましたように、金融機関のチェックがまず一つ入ります。それ以外にも、実際、日々の業務について、給食を出していいかどうかという判断については、これは毎日市が行います。当然、献立を作成し、食材を調達しということは市がやります。調理すること、それから配達していただくこと、ここがSPCの仕事になります。したがって、給食センターから各学校へこの給食を出していいという判断については、これは毎日、市ないし栄養職員が行います。そういった関係で、日々業務については、このチェック体制でもってやっていけないか。

それから、各種設備につきましては、これはSPCの事業者間で調整がされるものと思っております。どこかがお金を使えば、SPCとして収入が減るわけですので、どこかの企業がたくさんお金を使えるわけではございません。当然、どこかで使えばどこかが我慢しなければならないといった力が働きますので、そういったものも期待はしております。

それから、アレルギー対応について、市がどこまで対応するのか。おっしゃるとおり、切り

が実はないということで、あと、物理的に対応できないところもあります。そういった中で、じゃあどうやっていくのかというのが現状なんです、本年3月に、県は「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」というのを出しまして、当面、卵と牛乳に対応はしていけるようにしようという提言を出しております。市としましても、やれる施設につきましても、卵、牛乳の除去食は提供させていただいておりますが、これができないところについては、情報提供なり何なりのことしかやっておりません。ただ、レベル的に、新しいセンターができますと、除去食よりももう一段進んだ代替食、こちらの方までやれる可能性は広がります。ただし、アレルギーについては、つくってから児童・生徒さんの口に入るまで、たくさんの方の手を経てまいりますので、全員が同じような意識レベルを持っていただきませんと、必ず事故につながります。この場合の事故というのは、万が一を考えれば、命にかかわることも出てまいりますので、ここについては学校なんかとも細かく相談をさせていただきながらやっていきたいと思っております。

具体的なマニュアルづくり等を現在考えておりますが、それについてはまだまだこれからの話ですので、ただ、やっていかなければならない、できる範囲の中で保護者の方と相談しながらやっていくと。どこかでぴゅっと1本線が引けるというふうには考えてはおりませんので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（大宮吉満君）

他に質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

13番・真野議員。

○13番（真野和久君）

それでは質問いたします。

この間のお話を聞いていまして、一つは、今のアレルギーの対応の問題でもそうですが、非常に理想はいいんですけども、じゃあ現実にそれが、まさに費用対効果の問題としてやっていけるのかというのは、現実には要相談というような現状になっている部分を、お話を聞いていと感じました。やはり、そもそも今回の給食センターの建設に当たっては、我々がこの間もお話をしていとおき、こうした4,000食を抱える給食センターをつくっていく意味というものがやはり大きな問題になると思います。やはりこの4,000食をつくるということに関して、この給食センター、センター方式にするのか、あるいは自校方式という方向をとっていくのかということに関しては、これまでも質問してまいりましたが、やはりこの4,000食を抱えるような規模のセンターをつくることによるデメリットということで、本当にこの中で、金銭的な問題も含めてあるのかということ、ある意味、ここの今回が最後の機会にもなってきますので、しっかりと考えていただきたいなというふうに思っています。特に、いわゆるセンターをとるかどうかという問題、またセンターにした場合に、PFIにしていくか、あるいは直営でやっていくかどうかというような問題、この2点について、何点か質問をさせていただきます。

一つは、センター方式をとることによって、先ほども、現状のそれぞれの事項ではなかなかやれないようなこと、今の基準に合わないということで、新たなセンターもつくっていくということにもなっていると思いますが、今のアレルギーの問題でも、せっかくいい施設をつくっても、本来ならば、個々の自校であればもう少し丁寧にできたとしても、センターであるがゆえに、それぞれの学校と相談しながらやっていかなきゃならないというような問題もあります。また、幾らいい設備であったとしても、一度に4,000食をつくるという規模というのは、万が一、当然契約の中にも事故、遅延というのがありますが、万が一の問題があった場合の影響も非常に大きいということもあります。こうした点をやはりもう一度しっかりと説明をしていただきたいということがまず第1点です。

それから、今回の15年ということで、これから建設を含めて17年間というのは、愛西市は、佐屋地域及び立田地域においては、このセンターを中心とした給食の運営がなされているわけでありまして。ということは、今後の15年間、まあ2年加えて17年間に関して、この愛西市の給食の方向というのが大きく縛られていくわけでありましてね。それは、先日、昨年度も説明がありましたが、今後の愛西市の北部の給食に関しては今のところはまだあいまいで、とりあえず大きなところに統合して、何か所かの学校の給食室に統合していかうかというような基本的な方向性というものは書かれていましたが、まだ決まっておられません。そうした中で、やっぱりしっかりと金額の問題だけじゃなくして学校給食の意味ということをもう一度問い直していくことも必要ではないかと思っておりますので、改めてそこについて答弁をお願いしたいということです。

また、PFIということで、やはり直営ではないということは、結局職員との関係にもなってくるわけでありまして、栄養教員との関係でも、先ほどから聞いておきますと、やはり結局はSPCとの関係で、やはり常に栄養教諭は調整をしながらやっていかなければならないわけでありまして、そうした点でも非常に大変になってまいります。

また、先ほどの契約では、雇用契約等についてはできるだけ地元からとるようということでの話し合いもされるようではありますが、やはり愛西市が直接給食調理員さんを雇用していくということを考えれば、せっかく地元でとるならば、やはり直接雇用をして、しっかりと働いてもらう。また、そうしたことによって給与等もしっかりと払うということは、やっぱり愛西市にとっても非常に重要なメリットになります。これは経済効果という点でもそうであります。やはり一たんPFI、SPC会社を通すことによって、当然その部分については、悪く言ってしまうとピンはねというような状況にもなってくるわけでありまして、やはりそうした点も考慮していかなければならないのではないかというふうに思いますので、その点についての見解も考えていただきたいと思うんです。

特に今回、この4月から愛西市も八開地域の給食センターを民間委託されました。その際に、やめられたある調理員さんとお話をしたんですけれども、本当に民間委託の方が安く上がるというふうに言われるけれども、じゃあ我々は本当に無駄なのかと、無駄にお金をもらってやっているのかと、本当にその辺が悔しくてしょうがないという話をされました。そういった点も

含めて、やはり市の役割ということと公務員としての責務、そうしたことも含めて考えていかなければいけないと思うんですね。そうしたことも含め、やはり市の考え方をぜひともお聞かせ願いたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。できれば市長の答弁もよろしく申し上げます。

#### ○学校給食課長（小澤直樹君）

これもまた幾つかございました。アレルギーの関係、それから自校方式がよいのでは。これは、後の万が一の場合の影響云々とも関係してまいります、自校方式、確かによいところもあります。これは我々も否定をするものではありませんが、少なくとも財源の裏づけを持った御提案でないと、議論にもならないと思っております。今まで再三説明をさせていただきましたが、圧倒的にセンター方式の場合がお金がかからない、これは理由の大きな一つであります。経済性云々を教育に持ち込むなという御指摘もございましたが、我々は向こうずっと給食センターを運営していかなければなりません。その場合に、給食センターにだけ集中的にお金を入れるのいいのかどうかといったところから始まると思います。

あと、規模が大きくなると、万が一の場合、影響が大きい。確かにそのとおりでございます。ただし、危険度ということでもって我々が持っているデータとしましては、食中毒の回数というのは自校方式の方が多いんですね。数の問題です。じゃあ、センター方式は絶対安全か。違います。センターでも食中毒は起きています。人数的には、圧倒的に自校方式の合計の方が多いんです。我々は、だからセンター方式が安全だと言うつもりはありません。同じように危ないんです。したがって、管理はしっかりやっていかなければならない、ヒューマンエラーが起きにくい施設をつくっていく、そういった関係で、新しいセンター、新しい方がいいですよというのはそういう意味です。ただ古いのを使うのいいのであれば、それは使って構いませんが、あくまでヒューマンエラーが起きにくい施設にしていくというのも今回の目的の一つですので、その辺も御理解いただきたいと思っております。

それから、旧の佐織、八開地区について、基本的な考え方が示されていないが、どうするんだというお話でございます。これについては、この間でも申し上げましたように、やはり当面どうするのかという部分については、規模の大きな調理施設でもって、いわゆる親子方式でもってやっていくということを一度研究をしていかなきゃいけないであろうといった段階です。向こう15年、18年、20年といった先を今決めてしまうこと自体が、多少無理があります。したがって、将来を見据えることは大事であるとは思いますが、その前に、今ある施設を当面どうしていくのか、そして、その先として何があるのかという議論はしていく必要があるということは認識しております。その辺については、さきにも御説明をさせていただいたとおりでございますので、これが将来にわたって計画がないんだからだめだということにはならないということで思っております。

あと、PFIをやること、それから民間委託を進めること、これについて考え直してはどうかという御指摘でございますが、これについては、行政改革大綱であったり、集中改革プランの中で、単純労務職員については欠員が生じても補充しないということは、議会と行政の総意

として決まったことだと思っております。したがって、総意で決まったことについては、我々は粛々と従うだけでございます。その大もとであるところを変えていただければ、私どもはその方向で検討をいたしますが、その大もとが変わらない限り、我々の方針としては今のところ変わりません。以上でございます。

**○市長（八木忠男君）**

給食センターの件につきましては、幾度となくこうした質問、あるいはお答えをさせていただきました。先ほども経営者の立場という考え方も行政は持たないかんのじゃないかなど。行政経営という言葉が使われます。この中に半数ほどですか、事業経営者の方もお見えのようであります。ですから、行政がそうした考え方も持つべき今の時代ではなかろうかと、そんなふうにご考えているところでありまして、私ども、次の世代の皆さんに少しでもよかれという考えの方の中で皆さん方に御提案申し上げ、お示しをして進めていくわけでありますので、どうぞ御理解をいただきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

**○議長（大宮吉満君）**

22番・加藤議員。

**○22番（加藤敏彦君）**

先ほどの質疑の中で1点確認させていただきたいんですけど、吉川議員の質問で、企業の倒産はあり得るかということ、銀行が管理しているからということですが、一番心配されるのは、先ほど食中毒などの事故ですね。事故に対する補償が求められたときに、計画どおりいかなくなるんですが、先ほど学校給食課長は、最終的には市が給食を提供するかどうかの判断をするということでしたが、その責任を市が持つということは、補償も市が全額持つという判断でよろしいですか。その責任があれば、請求するということですか。そのことによって倒産の判断が違ってくると思うんですが、お願いします。

**○学校給食課長（小澤直樹君）**

食中毒については、我々も一番関心があるところでございます。この辺もリスク管理の中で決めをつくってございます。当然食中毒については、原因がどこにあったのかによってどこが責任をとるかは当然変わってまいります。調理過程に問題があるのであれば、これは当然SPCの方が負います。納品した食材、これに問題があるのであれば、これは市と納品した事業者、また生産者、この辺が責任を負います。当然、そのリスクをコントロールできる者が責任を負うという基本的なルールで取り決めをさせていただいております。当然、食中毒等起こりますと、補償云々という話になりますが、この辺については、SPC、それから市とも、保険に加入しておりますので、その中から金銭的なものについては負担はすることが可能かと思っております。以上です。

〔「議長」の声あり〕

**○議長（大宮吉満君）**

20番・永井議員。



○20番（永井千年君）

先ほど、単労職を採らないのは、議会と行政の総意だということを担当課長として発言をされていましたが、議会の総意として単労職を採らないなんていうことは一度も決めたことがないはずです。不正確な答弁をしないでください。勝手に行政と議会の総意なんていうことは言わないでください。訂正を求めます。

○教育部長（山田喜久男君）

私の方からお答えをさせていただきます。

今の担当課長が申しました趣旨は、行政改革プランの中で、今後単労職を採らないということを決めてございますが、それは議会の皆さんも御理解いただいているだろうと、こういう内容での発言でございます。議会で議案として可決されたものではありませんので、その辺はおわびをし、訂正をさせていただきます。以上です。

○議長（大宮吉満君）

これにて質疑を終結いたします。

ここでお諮りをいたします。

時間も大分たちました。お昼の休憩をとりたいと思います。再開は午後2時ということでよろしくお願いいたします。

午後0時40分 休憩

午後2時00分 再開

○議長（大宮吉満君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第38号（質疑）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第4・議案第38号：平成22年度愛西市一般会計補正予算（第1号）についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従いまして、発言を許可いたします。

最初に、24番・石崎たか子議員、どうぞ。

○24番（石崎たか子君）

初めに、民生費、児童福祉総務費で、13委託料10万6,000円と、15工事請負費301万4,000円、移設となっておりますが、どんな工事をされるのか、今後公園をそのまま使用していかれるのか、どの部分が何平米なくなるのかということ、あの公園は、お年寄りが毎日入れかわりグラウンドゴルフを楽しまれたり、子供たちは下校後、あの付近には広い遊ぶ場所もなく、多くの子供が公園で遊んでおります。もしやるとしても、その工事中の防御は大丈夫か。また、その土地を持っていらっしゃる方、替え地というのか、たくさん持っていらっしゃると思うので、ほかのところではだめなのかということをお聞きいたします。

続きまして、教育費補助金、理科支援員配置事業、これは市江小学校と佐屋小学校というこ

とで70万、学習サポーター派遣事業71万8,000円、これ西川端ということですが、その内容と、単年のものなのか、継続されるものなのか、また人員や学校は指定かをお尋ねいたします。

○福祉部長（加賀和彦君）

私の方から児童遊園の関係をお答えさせていただきます。

まず面積でございますが、420平米をお返しするということになっております。場所といたしましては、南東部分の角で420平米をお返しをするということで話をしております。

この公園ですけれども、トータルで3,461平米ございまして、そのうちの420平米をお返しするというので、それは今後も公園として利用はできることになっております。

それから、工事中の安全の関係ですけれども、まだ業者等決まっておりますが、決まった暁には、そういったことも十分配慮して行うように、よく打ち合わせをしていきたいというふうに思っております。

それから替え地の問題でございますけれども、私どもも、いろいろほかのところではというようなことも再三交渉はさせていただきましたんですけれども、いろいろ御事情がございまして、どうしてもあそこしかということございまして、今回の状況に至ったものでございます。

工事の内容につきましては、今ネット等が張っておりますが、それを移設をするというものでございます。よろしく願いいたします。

○教育部長（山田喜久男君）

教育委員について説明をさせていただきます。

今石崎議員の御質問の中で、ちょっと指定校が違っていたような気がします。再度私の方から言い直します。

まず、理科支援員の配置事業でございますが、西川端小学校が指定を受けております。それで、まず目的についてでございますけれども、理科支援員、大学生とか退職教員をとっておりますが、小学校5・6年生の理科の授業に配置し、観察、実験活動の充実及び教員の資質向上を図ることを目的としておる事業でございます。

また、対象校の条件としましては、理科専科の教員が配置されておらず、過去3年間、理科支援員が配置されていない学校ということになっております。これにつきましてはお1人を予定しておるわけですが、1回が3時間を予定しており、1時間あたりは1,000円の報酬ということで御理解を賜りたいと思います。

それから、学習サポーター派遣事業でございますけれども、こちらにつきましては議案説明でも申し上げましたけれども、通常学級への学習サポーターの派遣につきましては、市江小と佐屋中学校でございます。これにつきましては、1校30万円ずつでございます。それから、通常学級に通います障害児の支援としまして、佐屋小、立田中、これが1校5万9,000円でございます。

まずこの謝礼としまして、先ほどの通常学級分としましては、いわゆる教員を目指す学生を

考えておりますので、学生につきましては、1回が2時間で1時間当たり540円、25回を3人分、それから退職教員につきましては、1回を4時間、1時間当たり3,000円で、17回分をお1人考えております。障害児対策につきましては、学生だけで、1回を4時間、1時間当たり540円で25回分を1人というふうに県の方から指定がされておるものでございます。よろしく申し上げます。

○24番（石崎たか子君）

最初の方なのですが、工事期間というのをちょっと聞き漏らしました。工事期間をどれだけで、皆さんにも周知されることとは思いますが、できるだけ安全にと、それからそこへうちを建てられ、住まわれたときには、またにぎやかな声なんかも近くで聞かなきゃいかん、住まわれる人の身にもなるんですけれども、1点それをお聞きしたいことと、それから今、単年のものか継続されていくものかということで、この退職教員とか学生については、もう決まっているわけでしょうか、お尋ねします。

○福祉部長（加賀和彦君）

工事期間につきましては、7月から8月いっぱいぐらいまでの間で予定をしていきたいというふうに思っております。

それから、住まわれる方の騒音の問題ですけれども、その辺も御家族の方には確認をさせていただきまして、ほかのところでもそういった遊んでいる子供の声がというようなことがありましたもんですから、そういうこともありますけど、よろしいんですかということも確認をした上で、本人さんも納得の上でございますので、よろしくお願いたします。

○教育部長（山田喜久男君）

私の方から、まず単年度かということで、両方とも単年度事業でございます。ただ、単年度とは申しまして、こういった経験を生かして、今後にも当然現職教育等の中で生かしていきたいということは言うまでもないかなというふうに思います。

それから今の、もう既に来る派遣員が決まっているかということでございますけれども、理科支援員については、名古屋市立大学生の卒業生、まだ予定でございます、申しわけありません、予定で報告を受けております。

それから、学習サポーターの関係につきましては、まだ決まっておりません。ただ、学生につきましては、協力校が県と結ばれておりまして、愛知県立大学以下9校の大学と協定を結んでいるというふうにお聞きしております。

○議長（大宮吉満君）

次に、20番・永井千年議員、どうぞ。

○20番（永井千年君）

8ページの、まず理科支援員の配置事業と学習サポーター派遣事業委託金についてお尋ねをいたします。

まず、この事業についてですが、県の予算で計上されている事業の内容について説明をしていただきたいんですが、これは何か事業仕分けのテーマにも上がったということで、昨年の事

業仕分けで一たん廃止の話が出たりとか、その議論の中で、こういう支援員という形じゃなくて、やはり理科の専任の教員をきちっと育成していくべきだと。その方向で廃止をという意見も出ているんだということで新聞報道なんかもされていましたが、今の国・県の方針が、今後の見通し、先ほど単年度というふうに言われましたけれども、やはりこうした事業をやる以上は単年度で終わりということではなくて、国・県が終わりといっても、これは市としては、理科教育を支援していくという点で、国・県が削った分も市が負担して、例えば続けていくとか、やる以上はやはり一定の期間をきちっと考慮に入れながら新しい事業というのは始めなくちゃいけないというふうに思うんですが、そのあたりはどのような方針で臨んでいるんでしょうか。

特に実験とか観察ですね、単に支援員のやられる仕事ですが、実験の準備だとかそういうことだけなのか、あるいは、その支援員の人を中心になって授業に近いものが行われていくのか、この実験というのは、まずおもしろくて、特に本質的なことを考える契機となるようなものが非常に望まれるわけなんですけど、そうしたことで応用力もついていくということが大事だと思いますが、その点で、やはりこの理科支援員がやられる内容が非常に重要だというふうに思いますが、愛西市に来られる方については、今のところどういう内容でやっていかれるのか、教育委員会としてはどう考えているのか、教えていただきたいと思います。

これは、今学生とか教員OBというふうに言われましたが、教員の中でも、私も教員の友達がいるんですが、理科は本当に不得意の人が多くて困っているということをよく聞いているんですね。したがって、非常に工夫した実験、授業準備もしてやられる方というのは大変子供たちにも人気があって、そういうものを求められておるというふうに思うんですが、そういうことができる先生を育てていくということが大事だと思うんですが、その先生の研修についてもどのようにされていくのか、そこでこの支援員の方の果たす役割はどういうものになるのか、ちょっと説明をいただきたいと思います。

それと、先ほど言いました専任教員の配置の考え、理科の専任教員、私はぜひこういうことはやっていただきたいと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

それから、学習サポーター事業についてですが、これも先ほど申しましたように、単年度か継続かといって石崎さんの方からも話がありましたが、これも単年度に終わらせずに継続的にやっていく必要があるというふうに思いますが、対象の子供たちは、例えば中学なら1年に入れば3年までは続くわけだし、小学校でも同じことが言えるだろうと思うんですが、その点は市として国・県の方針にかかわらず継続する意思があるのかどうか、改めてちょっと説明いただきたいと思います。

それから一番最後に、21ページ、22ページに給与の明細がまとめられておりますが、ちょっと職員の給与費についてお尋ねをしたいんですが、ここに書いてありますように、ことしも内定辞退者が1名出たということで、先ほどの育児休業についての議論の中でも触れましたけれども、やはり育児休業や病欠や途中で退職するという方が出て、そのことによって、特に市民サービス、市民との接点が非常に強いところについては、やはり1人欠けると、それはもう大

変なことだろうというふうに思うんですね。その点で、ことしについては1名辞退者が出たわけではありますが、さらに途中でも休業に入られる方もあると思いますが、今年度については今のところどういうふうに対応されようとしているのかということと、それから先ほども学校給食のところで単労職の採用はしないということで、合併以来続けている。この合併以来続けていることの一つに、再任用という規定がありながら再任用もしないということですが、これも経験豊かな方をきちんと再任用していくということも非常に大事な、年金年齢からいっても、64歳、65歳になっていくわけでありますので、それも検討する時期にもう来ているんじゃないかという気がします、その点はいかがでしょうか。

ことしを踏まえて来年度の採用については、この前も広報に若干名の採用という形で出ておりましたけれども、今年度は若干名というのは一体全体どれぐらい採るおつもりなのか、ちょっと明らかにしていただきたいと思います。

以上、ちょっと給与に関連してお尋ねをいたします。

○教育部長（山田喜久男君）

私の方から永井議員の質問にお答えをいたします。

まず理科支援員の関係でございます。県の事業で、今後の見通しを含めての話だろうと思えますけれども、実は過去には、19年に永和小学校、20年に佐屋小学校がこの指定を受けております。今年度は西川端小学校なんです、来年度以降のことについてはまだ詳しく県の方から通知が来ていないのが現状でございます。その点よろしくお願いをしたいと思います。

それから、その支援員が行う内容でございますけれども、当然実験とかそういったものだけではございません。観察、実験等の実施の支援、それから観察、実験等の準備、後片づけ、それから理科室、理科準備室の環境整備、それから観察、実験等の計画・立案の支援や教材開発の支援、それから、最後の質問にも当てはまるかと思いますが、観察、実験方法等及び理科授業の進め方の提案、助言、いわゆる議員おっしゃるとおり、理科の苦手な先生も多いわけでございます、そういった先生への助言とか、そういったものも支援員の中の位置づけにございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、当然、先ほど申しましたように、理科の専科の先生が配置されていない学校へ今回こういった理科支援員の配置はされますので、学校の中に実は理科の先生がいないわけですね。そうしますと、先ほど単年度でいいのかという問題にもなるわけですが、そういった5・6年生の担任が支援員の指導を受けますので、その先生方が、今度は校内の現職教育の場で他の先生の指導的役割を果たしていく、そういったふうに私どもは考えております。そういった専任の先生の配置については、これはあくまでも県教委の関係でございますので、私の方からこの先生を下さいとも申し上げられませんので、その辺は御理解をいただきたいと思います。

それから、学習サポーターの関係でございますけれども、これにつきましても、市として今後継続的なものはどうだということでございます。実は先ほどの理科支援の方にも当てはまる答えになりますけれども、市では、市単独費で非常勤特別講師を各学校1名ずつ配置をしております。そういった中で、理科に限らず少人数指導、きめ細やかな学習環境という中でその派

遣事業を行っておりますので、市の対応としては、それで今後も続けていきたいというふうに思っております。ただ、今回は通常学級に通う障害者の方のためですけれども、特別支援学級に対しては、スクールサポート事業という障害者に対する支援のこともありますし、特別支援員という、障害者の方の日常生活を助ける支援員も市単独として配置をしておりますので、その辺御理解を賜りたいと思います。以上です。

○総務部長（水谷洋治君）

それでは、私の方からは人事面についてお答えをさせていただきますけれども、今回、何人退職という話の中で、今年度の退職については16名ございます。そういう中で、一般職といたしましては12名、消防職として1名と。技能労務職としては3名ということで16名でございます。

そういうような中で、今回、この若干名とさせていただいたというのは、既に議会にも御報告し、お話をしておりますが、退職とは別に、23年度から体育館3館につきましても指定管理にしていくということで募集等をいたしておるところでございます。そういう中で、今三つの体育館におきまして11名の職員が勤務をしておるところでございます。そういう中におきまして、当然、指定管理にしますと、職員としてもここで出てくるわけでございます。そういう中におきまして、退職者との兼ね合い、これ一般職ですね、退職者とこの指定管理をすることによって出てくる人間等の関係もございまして、若干名ということで今回表示をさせていただきました。消防につきましても若干名ということで、消防としては1名退職ということは決まっております。

それから、本年度の対応なんですけれども、この1人辞退者が出たという方におきましては、身体障害者の事業所としての雇用の関係におきまして、私どもの市長部局におきまして、法定雇用数より、21年度末で退職をすることによりまして募集をさせていただきました。その募集をさせていただいた方が、採用の内定説明会におきまして、その直前に辞退されたので、こういうようなことで、現在のところは配属をせずにありますけれども、そんなもんで、本年度としてはこういうようなことはございません。

それから、団塊の世代を迎えておきまして、議員が申されておりますように、経験豊富な職員の退職に伴って再任用と、そういうようなことの制度も条例化をお願いをしてあるわけでございますけれども、今の時点としては、職場配置転換等をしてやりくりできる範囲で今のところ進めておりますけれども、行く行くはこういうようなことも当然条例の趣旨に沿って対応をしていかなければならないというようなことで考えております。

また、若干名の考え方でございますけれども、私ども、若干名と記載させていただいたのは、数名程度というようなことで若干名ということで書かせていただきましたので、御理解をいただきたいと存じます。以上です。

○教育部長（山田喜久男君）

申しわけありません、答弁漏れがあったようであります。単年度かどうなんだという御質問に対して答弁が漏れておりました。申しわけありません。

両事業とも単年度事業でございます。よろしく申し上げます。

○20番（永井千年君）

県の事業の説明を、これは満額県からおりている金ですから、説明していただけますか、両事業とも。

○教育部長（山田喜久男君）

申しわけありません。

先ほど申しました名古屋市立大学の卒業生、理科支援ですけれども、予定ということをお願いしましたけれども、そういった方が県の県教委と、そういった協議会等があるようでして、そういったところで提携を結んでいるというふうに聞いております。

また、先ほど申しました学習サポーターの関係ですけれども、9校の大学と県が協定を結んでいると。今後まだ見える見込みだということですが、具体的に申しますと、愛知県立大学だとか、金城学院大学、名古屋女子大学、愛知大学、中京女子大学、南山大学、愛知教育大学、中京大学、岐阜聖徳学園、こういった学校と結んでおり、そこから希望者が出てくるというふうに聞いておりますので、よろしく申し上げます。

○20番（永井千年君）

継続かどうかということで、その事業仕分けの議論もあると。廃止せよという議論も昨年12月にあったということで、この事業の今後の見通しについてはどのような情報が来ているのか、ちょっと説明していただけますか。

○教育部長（山田喜久男君）

事業仕分けで廃止になるのではないかとということでございますけれども、私ども、申しわけありません、そこまで県からの今後の継続についての説明は受けておりません。今後どうなっていくのかという分については聞いておりませんので、申しわけありません。よろしく申し上げます。

○議長（大宮吉満君）

次に、13番・真野和久議員、どうぞ。

○13番（真野和久君）

それでは、1点お尋ねします。

今、永井議員の方からもありましたが、今回の雇用、採用に関して1名辞退ということで、先ほど説明がありましたが、ちょっと確認ですが、障害者雇用という形で雇用する予定だった方が辞退されたということによろしいですか。

じゃあ、そういう場合、この4月からの採用ではないということですが、今後、当然比率の問題とかありますので、そうした中で、中途でも採用するという考え方の中で進めていかないのでしようかということと、それから、今回の採用辞退とは別であります、通常、採用試験等行って、いわゆる先ほども若干名ということで二、三名という話もありましたが、そういう中で、採用に当たっては辞退者も当然予想されるので、そういう中では補欠等の体制もとっていると申しますが、その点についてまず説明をお願いします。

○総務部長（水谷洋治君）

たまたまことし辞退された方につきましては、昨年度募集を呼びかけました。呼びかけた段階でお1人しか応募がございませんでした。お1人におきまして1次試験をし、第2次試験をして採用にしたわけございまして、本来のことでいきますと、補欠まで当然決めますけれども、今回におきましてはお1人しかいなかったものですから、そういうようなことでさせていただきますので、よろしくお願いします。

○13番（真野和久君）

そういうことだと、やはり本来であれば当然補欠まで含めてやって、辞退の場合はそこから補充するというのでよろしいんですね。はい、わかりました。

当然、採用に当たっては、その採用計画に基づいてやられていると思うんですけども、そうした点で、いわゆる若干名ということであると、実際に何人採用するかということは、やはり若干名と言いながらも、当然市としては何人採用とは決めていると思うんですが、それはそれでいいですね。当然その辺は計画の中で、いい人がいれば3人で、そうでなければ2人とかということではありませんよね。その辺はどうでしょうか。当然計画に沿って採用されているはずなので、その点だけ確認しておきます。

○総務部長（水谷洋治君）

決して今議員が御心配されるように試験結果に基づいて上限というようなことはなくして、その点のことはきちんと市の方で人数を決めて対応しておりまして、今後もそのような趣旨に沿って進めてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（大宮吉満君）

次に、吉川三津子議員、どうぞ。

○10番（吉川三津子君）

議案第38号について数点質問させていただきます。

全体的に人件費、共済費、退職手当組合負担金についての考え方についてお伺いしたいと思います。

県と市町村退職手当組合の負担金の負担率が年々パーセンテージがふえていて、平成17年、18年では給料の14%、19年、20年では15%、そして21年度では18%ということで、だんだん組合への負担金がふえていっているのが現状でございます。こういった事務を受け持つ退職手当組合自体が、団塊の世代の退職者がふえて、なかなか運営がうまくいっていない組合もふえて、火の車になっているような組合もあるのが現状であると聞いております。しかし、人員削減の流れの中で、こういった負担金を払う職員の人数と、受け取る人数のアンバランスが生じてきていて、平成25年から27年にかけて逆転現象が起きて、組合の運営が大変厳しくなるのではないかと聞いています。根底にそういった疑問を持っているということで数点お聞きしたいというふうに思っております。

今回、一般会計全体で、一般職の給与、手当、足したものが約1,535万円、それから共済金が1,379万円、退職金積立金が1,872万円となっているわけなんですけれども、先ほど職員が1

人就職しなかったということであるにもかかわらず、なぜ給料の全体のアップになっているかということと、それから共済金や退職金は、その給与に対して掛け率で掛けられているので、同じような金額になるのはちょっと不自然ではないかと思しますので、この金額がどうしてこのような額になっているのか、お伺いをしたいと思います。

それから、あと市制5周年の関係で、COP10の事業と絡めて行うということなんですけれども、この愛西市というのは、貴重な生物というか自然が大変たくさん残っているということで、一部の環境問題にかかわっている方たちは、愛西市の貴重さというのを十分承知しているわけですね。このCOP10を機会に愛西市のよさをアピールする大変よい機会であろうと私は大変期待をしているわけなんです、この市制5周年記念の式典とCOP10をどう関係づけて開催するのか、マキの木の植樹から生物多様性の問題をどのように啓発しようとしていらっしゃるのか、お伺いをしたいと思います。

それから、先ほど申しあげましたように、この愛西市というのは自然環境という部分で大変誇れる地域でございますが、このCOP10ということで市の取り組み、ほかに今後していく予定があるのか、お伺いをしたいと思います。

それから、先ほど理科の支援員とか学習サポーターの件については御回答がありましたけれども、こういった指導員を決めるに当たってだれがお決めになっているのか、今もそういった各学校にいろんな教科の非常勤といった方がいらっしゃるようにお伺いしたんですが、そういった採用においてはどのような手続を踏んで採用をされているのか、お伺いをしたいと思います。以上です。

○総務部長（水谷洋治君）

それでは、人件費の関係についてお答えをさせていただきますけれども、今、議員が申されましたように、なぜアップなのかということでございますけれども、決して弁解の余地はございませんが、私どもがこの予算を積算する段階におきまして、共済費につきましては、共済費の額の変更という通知が予算編成以後に来ておりまして、昨年そのまま予算計上したために、このような結果でございます。それにあわせて、事務負担金の関係につきましては、従来は1人当たり九千何ぼお支払いしていたのが、今年度につきましては1人当たり1万50円、これにつきましても計上を漏らしました関係でこういうような大きな数字になったわけでございます。

それと、またあわせて、職員の退職手当組合の負担金の関係でございますけれども、これにつきましても、今議員が申されていますように、団塊の世代によって、これは2年ごとに引き上げるといようなことが決められてございまして、特にこれにつきましては負担率が1,000分の150が1,000分の160に新たに引き上げとなっておりますにもかかわらず、予算積算時におきまして、ありのままでやってしまったと、そういうようなことによるものでございまして、これにつきましては、今後よく注意をするとともに、確認をした上で対応させていただきたく考えておりますので、その点よろしくお願いをいたします。

また、職員の給料等につきましても、これに伴ってすべて共済費等も連動してまいりますの

で、今回このような結果となりました。どうも申しわけございません。以上で答弁とさせていただきます。

○企画部長（石原 光君）

それでは私の方からは、2点目のC O P 10の関係についてお答えをさせていただきます。

御案内のとおり、今回このC O P 10（生物多様性条約第10回締約会議）の今年度、愛知、名古屋で開催されるわけでございます。それで、既にC O P 10開催に関連いたしまして、昨年からごみゼロ運動、あるいは農産物品評会、あるいは公民館等で実施の講座などをC O P 10のパートナーシップ事業と位置づけ、昨年実施をしまいったのも実情でございます。そしてまた、愛知県主催の生物多様性キャラバンセミナーも昨年11月に本市で実施をしておるといような一つの取り組みをしております。

それで、先ほど議員の方からもお話がございましたように、今年度は施政5周年記念とした植樹祭、これはC O P 10開催リレー植樹として位置づけております。そしてまた一方で、愛・地球博記念講演、これは地域交流センターというところでございますけれども、あそこへ参加も数事業を予定しております。

それから、議員御指摘のように、確かに愛西市はすばらしい自然、生態系というものがあるわけございまして、そして、今回の植樹祭をどう啓発していくのかといった状況の中で、予算計上の折にも申し上げましたけれども、今回の植樹祭については、広く市民の方を公募し、その植樹祭に直接携わってもらおうと。その植樹祭の中には、C O P 10関連のいわゆる生物多様性関係のちょっとしたイベントも実施したいと。そういった状況の中で一応啓発を進めたいと。ですから、広く市民の皆さんに参加をしていただく中で、今回このC O P 10の事業をきっかけに、広い意味で環境に対する意識、認識、機運を高めていただく、このC O P 10というものが一つのきっかけになったのではないかなというふうに考えております。

それから、今後の取り組みの関係でございますが、このC O P 10を機会に、現在、私ども先ほど申し上げました市の事業、行事、活動、いろいろ取り組んでいるわけでございますけれども、やはりこれを継続的に続けていくということが重要ではないかなと。ただ、今回のC O P 10というのは、生物多様性の関係ですよね。ですけれども、やはり先ほど申し上げました、広い意味で環境という部分では、その意識改革といいますか、環境保全というものに対して、そういった目線で今後も取り組んでいく必要があるんじゃないかというような一つの考え方を持っております。ですから、新たに生物多様性の関係で事業を起こすというのではなくて、当然今回愛知県、名古屋で開催される、今後もテレビ報道でこのC O P 10の関係については報道もされていくだろうと。そういった中で一応認識を改めて持ってもらう。そして一端としてその行事を継続していくというような考え方で、一つのきっかけになるのではないかという考え方を持っております。以上です。

○教育部長（山田喜久男君）

私の方からは、今の理科支援員と学習サポーターについて、だれが決めるのかという御質問に対しお答えをさせていただきます。

まず理科支援員の関係ですけれども、さきの永井議員の御質問で、協議会が設けられていますというお話をしました。正確には理科支援員配置事業連絡協議会というものですけれども、その協議会の方が決定をし、通勤距離等を考慮され、市町村に決定されてくるというふうに聞いております。

それから学習サポーターですけれども、これにつきましても、先ほど協力校9校をそれぞれ御説明申し上げましたけれども、その大学から派遣という形をとるというふうに聞いておりますので、よろしく願いをいたします。

○10番（吉川三津子君）

私、この職員の皆さんの退職金の問題というのは、前に議会でも取り上げて、将来、自治体によっては退職金債ですか、退職金のために借金を組むというようなことも出てきているわけなんですね。そういったところからやはり厳しく見ていく必要があると思うんですが、今国の方も事業仕分けとか何かで、官僚の天下り先になったりとか、職員もそれほど働いていないのに高額な給与を払ったりとか、いろんな問題が起きているわけです。それはすべて私たちの税金から行っているわけなので、私は、こういった負担金を支出している団体のチェックということもまだ最近の議会で取り上げて申し上げたばかりなんですね。こういったどんどん負担金のパーセンテージが上がっていくことに対して、今後どうなるんだろうということを思っているわけなんです、市長にもちょっとお伺いしたいんですけれども、市長さんは4年ごとに1,800万円の退職金をいただいているらっしゃって、給与の36%の掛金を税金から払っているというような状況もあるわけです。そういった組合の議会の議員は市長さんがされていると思うんですけれども、こういった今の組合の運営状況についてしっかりチェックをしていただかなければいけないと思いますが、こういった団体のチェック、そして今後の退職金の負担に関して、市長としてやはり市長会なりこういった組合の集まりのときにしっかりと問題提起をして、今後の運営状況についても議会の方に御報告をいただきたいと思いますので、その辺についてのお考えについてお伺いをしたいと思います。

それから、あとCOP10に関してですけれども、愛西市は貴重な自然が残っていて、よその地域に行くときとても感じるのは、愛西市は鳥が大変多いということです。たくさん飛んでいるんです。よそは本当にいないんです。それぐらい、やはりえさもあるから鳥もいるといったことで、大変貴重な鳥も昨日私も見たばかりなんです、絶滅危惧種の本に載るぐらいの鳥がたくさんいます。そういったことをやはり愛西市の子供たちも、愛西市民の人たちも、そういうことを知れば自分の地域に誇りが持てる、そういったこともありますので、しっかりとこのCOP10を機会に、こういった問題、愛西市にはこれだけのものが残っているんだよということの啓発とかを、この5周年の記念の式典を使うなり何なりして皆さんに啓発をしていただきたいと思いますが、その点についてはどうなのか、お伺いをしたいと思います。

また、市民の方たちもいろんな調査活動とかされていますので、やっぱり市民参加ということで、県からパネルを借りてきて展示するだけではなくて、この地域のすぐれているところをアピールするような、そんなコーナーも設けるべきではないかと思いますので、その点について

でも考えをお伺いしたいと思います。

それからあと1点、私はこういった環境問題で危惧していますのは、やはりこういうことをきちっと啓発をしていかないと、貴重な場所が乱開発なり何なりされてしまうということなんです。ですから、やはりこのCOP10を機会に、市としてどこにどんな貴重なものがあるのか、いるのか、そんなことのデータを蓄積しながら、今後愛西市の開発をしていかないと、取り返しのつかない、宝物をなくすことになると思います。今観光協会の方もいろいろプランを立てていると思いますが、木曾川、長良川の中堤というところは大変貴重なところで、あそこは私は足を踏み入れてはならない地域だというふうに思っておりますので、その辺も、守るところと、みんなに見ていただいて環境を啓発していくところと、きちんと調査をしながら進めていくべきだと思いますが、そういった方針について今後取り組む必要があると思いますが、取り組んでいただけるかどうか、御回答をいただきたいと思います。

○市長（八木忠男君）

退職金の問題であります。

私は今、愛知県の退職共済組合の議員を仰せつかっておりまして、国内各自治体が本当に問題となっているところで、愛知県はまだいい方です。北海道なんかは特に現実味を帯びているというような状況もお聞きしておりますし、考え方の中では、負担率を段階的に計画を持って上げていき、安定的な支給がされるべくというようなことで、今県の組合の方では、そうした考え方に基づいて進めているところでありまして、おっしゃっていただきましたように、この退職手当のあり方にも十二分に留意をして進めていくべくと考えております。

○企画部長（石原 光君）

今3点ほど御質問をいただきましたけれども、確かに愛西市は本当に自然環境に恵まれた、特に先ほど議員がおっしゃられました中堤の関係ですね、これは私も過去に建設課当時、国交省がやはり生態系の調査をしておりまして、当然、中堤については今後も保全をしていくというような一つの位置づけがされております。

そして、前後しますけれども、当然市のよいものを展示してはどうかと。また、その市民参加、当然そういった目線、御案内のとおり、市民会議の方でいろいろな環境の経過も含めていろいろ御提案もいただいています。そういったものを一つ一つ検証しながら、市として取り組めれば取り組んでいきたいというふうな考え方に変わりはありません。

それと、今回新たにコーナーを設けて、そういった自然的なものをPRしたらどうかという御意見をいただきましたけれども、即、今そういったものを、今回の記念植樹、5周年ですか、あそこへやるというちょっと具体的なものは持っておりません。また、御案内のとおり、いずれにしても生活環境も含めての関係なんですけれども、やはり愛西市、生活環境において、きれいな空気での環境が維持されるという生活課題、そこにおける生活課題はありますので、当然それを達成に向けて取り組んでいく必要があるんじゃないかというふうに考えております。

貴重な御意見をいただきましたので、参考意見として承ります。

○議長（大宮吉満君）

他に質疑ございませんか。

[発言する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第39号（質疑）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第5・議案第39号：平成22年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、13番・真野和久議員、どうぞ。

○13番（真野和久君）

それでは、質問を行います。

今回、主なものとして、総務費の中で非自発的失業にかかわる保険税軽減措置対応システム改修委託料というのがございます。これに関しては、3月議会の中でも条例改正等で対応の問題がありました。今回それがこういう形になっているわけですが、今回の改正によって、非自発的失業にかかわる保険税軽減措置の対象者がございますが、これは雇用保険の特定受給資格者と、特定理由離職者の方であります。その中で、いわゆる離職理由が該当する場合には、これを無条件で前年度所得の100分の30にみなすということで、当然そうした当事者の方々にとっては非常に大変大事な制度となっています。しかし、3月のときにもお話をしましたが、やはりこの問題に関しては、離職票が受けられる方に関しては、当然こういう形でほぼすぐに対応ができるわけでありますが、しかし、残念ながら雇用保険に入っていない方、あるいは中小業者の方々、個人業者の方々などに関しての、例えば同じような条件、倒産や解雇というような、あるいは仕事を続けられなくなってしまったような状況の中で、当然収入が激減した場合、そうした場合には、前年度所得から見て100分の30にそのままなるというわけにはいきません。当然、愛西市の現在の減免の状況の中では、前年度所得に制限がありますし、当然減免の内容についても大きな制限があります。

今回、こうした形で法改正に伴って、非自発的失業に関しては、こういう形の軽減措置がとられたわけであります。やはり愛西市としても、これと同じような雇用状況になってしまったような方々に関しては、やはり離職票のあるないにかかわらず丁寧な対応をしていくこと、同じような条件で対応することがやはり本当に必要ではないかと思えます。その点、同様の対応をできないものか、これについてまず質問を行います。

○市民生活部長（篠田義房君）

真野議員の御質問にお答えをしたいと思います。

これは5月7日の臨時議会で国保税の条例一部改正のときにも説明をさせていただきましたが、そのときにも説明したとおり、地方税法の改正に伴って、それに即した形で本愛西市の国保の条例一部改正をお願いいたしました。その条例の改正に伴って、非自発的失業者の、議

員も質問の中でおっしゃってみえます、前年等の給与の100分の30、そういった所得で国保税をカウントさせていただくということで、地方税法の改正に伴って行って、今回こういった補正を上げているものでございますので、御理解をいただきたいと思います。

**○13番（真野和久君）**

そういった対応ができないのかどうかに関して。

**○市民生活部長（篠田義房君）**

今回の議員の質問の関係については、対応させていただきかねますので、よろしく申し上げます。

**○13番（真野和久君）**

この間、一般質問等でも国民健康保険税に対する減免措置等で行ってまいりました。そのときでも、条例改正等では対応はできないけれども、個々に相談をしていただければ、それなりに対応していきますということが答弁としてもされてまいりました。しかし、大事なことは、こうした形で法改正がされているということは、やはりこれは必要な減免であるということである以上、やはり愛西市の減免規定そのものもしっかりともう一度見直して、直していくことが大事ではないかと思うんですね。個々に当然相談に乗って対応していくことは本当に大事でありますし、それをやっていることは本当に素晴らしいことではあります。しかしそれでは、相談してきた人に対してはそれなりの対応をします。しかし、それ以外に関しては相談に来るまで知りませんよでは、やはり問題であります。と同時に、やはり減免規定とかでしっかり規定ができない場合には、結局滞納がかさんでいく、あるいは支払い猶予でそれなりに今きっちり払える分の中で分割払いをしていく中でも、やはり減免規定がなければ、当然その分は払っていくということが常につきまとうわけですね。やはりそういった点では、当然しっかりとした規定をつくって、門戸を広げていくことが当然必要であるというふうに思います。ですから、ぜひとも、こうした制度ができてくる以上は、新たな減免規定の見直しということをやったり検討をしていくことが大事だというふうに思うんですが、その点についてはどうでしょうか。

**○市民生活部長（篠田義房君）**

まず、個々の相談について乗るといようなことはどうかという、まず1点目の御質問にお答えをしたいと思います。当然そういった御相談は、あれば私ども窓口の方で相談に乗らせていただく、そういった窓口は設けております。また、それ以外に議員がおっしゃってみえる、今回といいますか、5月7日の臨時議会において御議決いただきました国保税の一部改正の折にもお答えをしているかと思いますが、先ほどもお答えしましたように、地方税法の改正に伴って、本市の国保税の条例一部改正をお願いしました。それに該当しない、先ほど議員が質問趣旨の中で言うておみえになるような物件につきましては、国民健康保険税の条例、規則の中で減免対応の措置を考えております。こちらの方については、議員も質問趣旨で言うておみえになりますように、その所得等の関係ですね、規制はあろうかと思いますが、そういった規則の中で定めさせていただいた中で対応をしてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（大宮吉満君）

次に、10番・吉川三津子議員、どうぞ。

○10番（吉川三津子君）

議案第39号について質問させていただきます。

毎度ソフトの関係でお伺いしているんですけども、電算業務委託料につきまして、これは新しくソフトを改修するのか、内容についてお伺いをしたいと思います。

そして、この金額の見積りの根拠についてお伺いをしたいと思います。

○市民生活部長（篠田義房君）

2点御質問かと思いますが、新しくシステムをつくるのかということですが、これも先ほどからお話をしております非自発的失業者の方の国保税の関係を、前年度末までの間、そういった前年所得を100分の30にするというシステム化をするものでございますので、新たにそういったシステムをつくるというふうに御理解いただいて結構かと思えます。

それから、金額の根拠ということですが、ちょっと長くなって申しわけございませんが、先ほどのシステムの制度の中で、20項目ほどこのシステムの改修に係る業務と申しますか、仕事がございます。その例えば主なものを申し上げますと、非自発的失業者の管理機能等をチェックするというので、この作業に大体13時間ほど、それから資格照会、こういったものに9時間、それから賦課照会、こういったものに72時間、これが一番時間数が多いんですが、即時賦課作表、一括賦課作表、こういった形ですうっと20項目ばかりあるわけですが、こういった作業に、時間として265時間かかるということで、1時間8,000円、これを掛けていただきますと212万という数字になろうかと思えますが、これに消費税を含めると222万6,000円と、こういう形で今回の補正をお願いしておりますので、よろしくお願いをいたします。

○10番（吉川三津子君）

電算のソフトというのは、値段があってないようなもので、言い値でやられちゃうというケースが大変多いという問題があると思うんですが、今回新しいシステムをつくるのではなく、今お話を聞いていると、改修ということなので、バージョンアップかと思うんですが、この必要時間については、どこから提示されてこの必要時間を決めたのか、それから1時間当たりの単価については、この8,000円が妥当かどうかについてどのように検討したのか、また、これを少しでも安くするための努力はどのようにされたのか、お伺いをしたいと思います。

○市民生活部長（篠田義房君）

まず時間数の関係につきましては、業者の方から、こちらの方でどんな作業にどのぐらい程度ということで、記載したものをこちらの方へ出させて知りました。あと、1時間8,000円と先ほど申し上げたんですが、この辺の関係についても、ちょっと業者の方しか確認はいたしておりませんが、いわゆる私どもが担当させています業者、Z I P関係の電算、そういったシステムをやっているところについては、こちら辺の市町村、そういったところに携わっているところはそういった単価でということで、やむを得んということで8,000円。先ほどお話を申し上げたような積算の関係で予算の計上、これが妥当な金額ではないかということで、補正とい

うことで上げさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

○10番（吉川三津子君）

業者の言うとおりにというふう聞こえてしまうんですけども、これを安くするためにどのような努力をされたのか、多分これ随契だと思ふんですけども、随契ほど危険なものはないと思ふんですが、安くするための努力はどのようにされたのかということをお願ひいたしました。

○保険年金課長（石黒貞明君）

どのような努力をしたかということをございますけれども、当然このシステムの導入に当たりまして、担当業者がおりますので、近隣市町村の状況もお聞きして、この開発に伴う経費が当然かかってまいりますので、同じ業者でシステムを採用している市町村が多けりゃ多いほど、当然、市町村の頭数で割りますので単価的には安くなると思ひますけれども、もとがもとですので、この8,000円が安いか高いかという、私どもも素人でありまして、はっきり言ってわかりません。先ほど部長が申し上げたとおりでございまして、答弁にならないかもわかりませんが、この単価については、業者の方にもうちょっと勉強してくれとか、そういったことは申し上げておりますので、よろしくお願ひをいたします。

○議長（大宮吉満君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第40号（質疑）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第6・議案第40号：平成22年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第41号（質疑）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第7・議案第41号：平成22年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~


◎日程第8・議案第42号（質疑）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第8・議案第42号：平成22年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・請願第1号（質疑）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第9・請願第1号：身近な庁舎を維持し、住民サービスの充実を求める請願についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

9番・日永貴章議員、どうぞ。

○9番（日永貴章君）

請願第1号：身近な庁舎を維持し、住民サービスの充実を求める請願について質問させていただきます。

2,565筆もの多くの方々の署名をいただいているとのことですが、内容及び趣旨を十分に理解していきたいと考えておりますので、紹介議員の方に若干質問させていただきます。

まず最初に、署名についてでございますが、2,565筆の方々に署名をいただいている、このことについてどのように紹介議員の方として評価されておられるのか。また、もしできれば地区ごとに何筆ずつ署名があるのか、わかれば教えていただきたいと思っております。

次に、請願内容についてでございますが、内容では、今までどおりサービスを行うと約束していましたが、約束を守らず、職員を減らし、課をなくしていると明記されておりますが、職員が減ったこと、課がなくなったことによるサービスへの影響はどのようなものが具体的にありと考えるのか。合併時から現在まで、一般的な住民サービス上でサービスの低下は具体的に何があるかと考えておられるのか、二つ目に質問させていただきます。

最後でございますが、請願項目の、総合庁舎や出張所を維持し、住民サービスの充実を図るとのことですが、前段の「総合庁舎や出張所を維持し」は、具体的で求めるものがわかりますが、後段の「住民サービスの充実を図る」とは、現状からどのようなサービスをどのように図ることを求めておられるのか、以上3点ほど質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○22番（加藤敏彦君）

紹介議員の1人として、今の質問に対して答えていきたいと思っております。

最初に、請願署名についての、どのような評価ですかということですが、昨年日本共産党が行ったアンケートで、庁舎の統合については、4庁舎を維持するというのが75%、それから総

合支所のサービスについては、各庁舎の総合支所で今までの住民サービスを行うが67%、職員体制を強化し、総合支所での住民サービスを充実するというのが14%ありました。今回の署名は、こういうアンケートの結果を裏づけるものになっていると思います。

それから署名数ですけれども、これは主に佐織、立田、八開地区で取り組んだ署名であります。佐屋地区は取り組んでいないと思います。地区ごとでは、大枠そういうふうに判断しております。

それから、請願の内容について、また項目についてであります。請願項目は、総合支所や出張所を維持し、住民サービスの充実を図ることということですが、これは庁舎検討委員会の答申、一つ目には庁舎を統合する、二つ目には主張所は4ヵ所以内とする、三つ目には統合庁舎の場所は現在の市役所の位置とする、四つ目には統合庁舎を本庁舎を利用し、増改築で行うと、これが市の方針として取り組んでいくということが表明されました。これを受けて取り組まれた署名でありますので、趣旨的には、これからさらに住民サービスが削られる心配に対しての署名になっているというふうに判断しております。以上です。

#### ○9番（日永貴章君）

ちょっと質問させていただきますが、先ほどアンケートの件を言われたんですが、共産党さんが行われたアンケートの、数字的にどれぐらいの方々にアンケートをされて、回収率はどれぐらいのところまで4庁舎を維持するのが75%とか、そういうアンケートについての具体的な根拠を教えてくださいということと、最後の質問が答弁漏れだと思うんですが、現状からどのようなサービスを今後充実してほしいということを求められているのかということのを、答弁漏れで答えをいただいているものですか、この答弁漏れも一緒にお願いたしたいと思いません。

#### ○22番（加藤敏彦君）

アンケートにつきましては、全世帯に行ったアンケートのうち、約335ぐらいが回収されて、その中の比率として、ただいま紹介した数字が出てまいりました。

それから、充実の問題ですけれども、この場合やはり総合支所のサービスの見直しの中で、例えば維持管理はやはり立田の庁舎の建設課の方に持って行ってしまおうとか、水道料金なども総合支所で支払うことができないとか、それから、期日前投票所ですね、これについては行政と見解は違うわけですけれども、やはりこういう住民サービスが削られていくことに対しては、市民の声が、やっぱりきちっとこれまでどおりやってほしいという声があるということですね。以上です。

#### ○議長（大宮吉満君）

他に質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

20番・永井議員。

#### ○20番（永井千年君）

充実という点なんです、この5年間で地域振興課がなくなり、職員が半分になってきたと

いうことで、今言ったように、上下水道部へ移ったり、経済建設部へ移ったりというふうにしてありますが、当然のことながら、現在の総合支所というのは、その地域にある本館もあわせて総合的なサービスが行われておるということであるので、いわゆる本館の集約ということを前提に立てば、当然すべての総合支所で今以上にまさに総合的なサービスができるようなものに抜本的に充実していく必要があると。その中には、やはり教育が、向こうは教育の方になっていきますので、当然教育も含めて抜本的に充実を図っていかねばならないという意味で、その意味も含めた充実というふうにお訴えをしているということです。

○議長（大宮吉満君）

他に質疑ございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・委員会付託について

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第10・委員会付託についてを議題といたします。

本定例会に議題となっております議案第35号から議案第42号、陳情第8号、請願第1号につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、それぞれの所管の常任委員会へ付託をいたします。

なお、各常任委員会に付託の議案等は、本日配付いたしました委員会付託議案一覧表のとおりであります。

また、各常任委員会の開催日程は、先般配付いたしました会期予定表のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大宮吉満君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は6月10日午前10時より再開しますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午後3時10分 散会

